

兵庫県公報

平成25年9月13日 金曜日 号 外

発行人
兵庫県
神戸市中央区下山手通
5丁目10番1号

毎週火曜日及び金曜日発行、
その日が休日のときはその翌日



(兵庫県民の旗=県旗)

目次

告 示

○ 兵庫県瀬戸内海海区における共同漁業の免許（水産課）	ページ	1
○ 兵庫県瀬戸内海海区における区画漁業の免許（同）		4
○ 但馬海区における共同漁業の免許（同）		8
○ 但馬海区における定置・区画漁業の免許（同）		9
○ 兵庫県内水面における共同漁業の免許（同）		10
○ 兵庫県内水面における区画漁業の免許（同）		11
○ 第5種共同漁業権遊漁規則の認可（同）		11
但馬海区漁業調整委員会公告		
○ 漁業法に基づく指示		72

告 示

兵庫県告示第1140号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、兵庫県瀬戸内海海区における共同漁業を平成25年9月1日次のとおり免許した。

平成25年9月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 漁場計画公示番号、免許番号、漁業権者の所在地及び名称

漁場計画 公示番号	免許番号	漁業権者	
		所在地	名称
共第1号	共第1号	神戸市兵庫区吉田町3丁目7番29号	兵庫漁業協同組合他1組合
共第2号	共第2号	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号	神戸市漁業協同組合
共第3号	共第3号	同 上	神戸市漁業協同組合他1組合
共第4号	共第4号	同 上	神戸市漁業協同組合
共第5号	共第5号	同 上	同 上
共第6号	共第6号	同 上	同 上
共第7号	共第7号	同 上	同 上
共第8号	共第8号	同 上	同 上
共第9号	共第9号	明石市岬町33番1号	明石浦漁業協同組合
共第10号	共第10号	同 上	同 上
共第11号	共第11号	明石市林3丁目19番27号	林崎漁業協同組合他1組合
共第12号	共第12号	同 上	林崎漁業協同組合他2組合
共第13号	共第13号	同 上	同 上
共第14号	共第14号	同 上	同 上
共第15号	共第15号	同 上	林崎漁業協同組合他4組合
共第16号	共第16号	同 上	林崎漁業協同組合他2組合
共第17号	共第17号	同 上	林崎漁業協同組合他4組合
共第18号	共第18号	同 上	同 上
共第19号	共第19号	高砂市高砂町材木町1198番地	高砂漁業協同組合他4組合
共第20号	共第20号	同 上	同 上

共第 21号	共第 21号	同 上	高砂漁業協同組合他 1 組合
共第 22号	共第 22号	同 上	同 上
共第 23号	共第 23号	高砂市高須18番 8 号	伊保漁業協同組合他 1 組合
共第 24号	共第 24号	明石市林 3 丁目19番27号	林崎漁業協同組合他 7 組合
共第 25号	共第 25号	同 上	同 上
共第 26号	共第 26号	同 上	同 上
共第 27号	共第 27号	同 上	同 上
共第 28号	共第 28号	同 上	同 上
共第 29号	共第 29号	同 上	同 上
共第 30号	共第 30号	同 上	同 上
共第 31号	共第 31号	同 上	林崎漁業協同組合他 2 組合
共第 32号	共第 32号	明石市岬町33番 1 号	明石浦漁業協同組合
共第 34号	共第 34号	明石市林 3 丁目19番27号	林崎漁業協同組合他 2 組合
共第 35号	共第 35号	明石市二見町東二見2019番地	東二見漁業協同組合他 1 組合
共第 36号	共第 36号	明石市林 3 丁目19番27号	林崎漁業協同組合他 4 組合
共第 37号	共第 37号	同 上	同 上
共第 38号	共第 38号	同 上	林崎漁業協同組合他 7 組合
共第 39号	共第 39号	高砂市高砂町材木町1198番地	高砂漁業協同組合他 4 組合
共第 41号	共第 41号	同 上	同 上
共第 51号	共第 51号	姫路市白浜町甲912番地 8	姫路市漁業協同組合他 1 組合
共第 52号	共第 52号	同 上	姫路市漁業協同組合
共第 53号	共第 53号	同 上	姫路市漁業協同組合他 1 組合
共第 54号	共第 54号	高砂市高須18番 8 号	伊保漁業協同組合他 2 組合
共第 55号	共第 55号	姫路市白浜町甲912番地 8	姫路市漁業協同組合
共第 56号	共第 56号	同 上	同 上
共第 57号	共第 57号	同 上	同 上
共第 58号	共第 58号	同 上	同 上
共第 59号	共第 59号	同 上	同 上
共第 60号	共第 60号	同 上	同 上
共第 61号	共第 61号	たつの市御津町室津493番地の 2 地先	室津漁業協同組合他 1 組合
共第 62号	共第 62号	相生市相生 3 丁目 4 番22号	相生漁業協同組合
共第 63号	共第 63号	赤穂市御崎1798番地の 1	赤穂市漁業協同組合
共第 64号	共第 64号	同 上	同 上
共第 65号	共第 65号	同 上	同 上
共第 66号	共第 66号	同 上	赤穂市漁業協同組合他 1 組合
共第 67号	共第 67号	同 上	同 上
共第 68号	共第 68号	姫路市家島町宮110番地の 1	家島漁業協同組合他 1 組合
共第 69号	共第 69号	同 上	同 上
共第 70号	共第 70号	同 上	同 上
共第 71号	共第 71号	同 上	同 上
共第 72号	共第 72号	同 上	同 上
共第 73号	共第 73号	同 上	同 上
共第 74号	共第 74号	同 上	同 上
共第 75号	共第 75号	同 上	同 上
共第 76号	共第 76号	同 上	同 上
共第 77号	共第 77号	同 上	同 上
共第 78号	共第 78号	同 上	同 上
共第 79号	共第 79号	同 上	同 上
共第 80号	共第 80号	同 上	同 上

共第 81号	共第 81号	同 上	同 上
共第 82号	共第 82号	同 上	同 上
共第 83号	共第 83号	同 上	同 上
共第 84号	共第 84号	同 上	同 上
共第 85号	共第 85号	同 上	同 上
共第 86号	共第 86号	同 上	同 上
共第 87号	共第 87号	同 上	同 上
共第 88号	共第 88号	同 上	同 上
共第 89号	共第 89号	同 上	同 上
共第 90号	共第 90号	同 上	同 上
共第 91号	共第 91号	たつの市御津町岩見1308番地の5	岩見漁業協同組合
共第101号	共第101号	洲本市由良 1 丁目20番29号	由良町漁業協同組合他 3 組合
共第102号	共第102号	同 上	由良町漁業協同組合他 1 組合
共第103号	共第103号	洲本市海岸通 1 丁目 6 番18号	洲本漁業協同組合
共第104号	共第104号	洲本市炬口 1 丁目 1 番 1 号	炬口漁業協同組合
共第105号	共第105号	淡路市生穂1553番地 7	津名漁業協同組合
共第106号	共第106号	同 上	同 上
共第107号	共第107号	淡路市仮屋112番地の 1	仮屋漁業協同組合
共第108号	共第108号	同 上	仮屋漁業協同組合他 1 組合
共第109号	共第109号	淡路市久留麻2205番地の 5	森漁業協同組合他 1 組合
共第110号	共第110号	淡路市仮屋112番地の 1	仮屋漁業協同組合
共第111号	共第111号	淡路市久留麻2205番地の 5	森漁業協同組合他 1 組合
共第112号	共第112号	淡路市岩屋1414番地の 1	淡路島岩屋漁業協同組合他 1 組合
共第113号	共第113号	同 上	淡路島岩屋漁業協同組合
共第114号	共第114号	同 上	同 上
共第115号	共第115号	同 上	同 上
共第116号	共第116号	淡路市富島宇小倉浜940番地先	富島漁業協同組合他 1 組合
共第117号	共第117号	淡路市岩屋1414番地の 1	淡路島岩屋漁業協同組合他 1 組合
共第118号	共第118号	淡路市富島宇小倉浜940番地先	富島漁業協同組合
共第119号	共第119号	同 上	同 上
共第120号	共第120号	同 上	同 上
共第121号	共第121号	同 上	富島漁業協同組合他 3 組合
共第122号	共第122号	淡路市斗ノ内1694番地	浅野浦漁業協同組合他 3 組合
共第123号	共第123号	同 上	浅野浦漁業協同組合
共第124号	共第124号	淡路市育波148番地の 3	育波浦漁業協同組合
共第125号	共第125号	淡路市室津宇宮田2534番地先	室津浦漁業協同組合
共第126号	共第126号	淡路市郡家1355番地	一宮町漁業協同組合
共第127号	共第127号	同 上	同 上
共第128号	共第128号	同 上	同 上
共第129号	共第129号	同 上	同 上
共第130号	共第130号	同 上	同 上
共第131号	共第131号	洲本市五色町鳥飼浦 1 番地の 2	五色町漁業協同組合
共第132号	共第132号	南あわじ市湊1100番地	湊漁業協同組合他 1 組合
共第133号	共第133号	同 上	湊漁業協同組合
共第134号	共第134号	南あわじ市阿那賀1463— 6	南あわじ漁業協同組合
共第135号	共第135号	南あわじ市福良丙28番地	福良漁業協同組合他 1 組合
共第136号	共第136号	同 上	同 上
共第137号	共第137号	同 上	福良漁業協同組合他 4 組合
共第138号	共第138号	同 上	福良漁業協同組合

共第139号	共第139号	同 上	同 上
共第140号	共第140号	同 上	福良漁業協同組合他 1 組合
共第141号	共第141号	同 上	福良漁業協同組合他 2 組合
共第142号	共第142号	同 上	同 上
共第143号	共第143号	南あわじ市灘土生45番地	南淡漁業協同組合他 1 組合
共第144号	共第144号	南あわじ市沼島2367番地 2	沼島漁業協同組合
共第145号	共第145号	同 上	同 上
共第146号	共第146号	同 上	同 上
共第147号	共第147号	同 上	同 上
共第148号	共第148号	同 上	同 上
共第149号	共第149号	洲本市由良 1 丁目20番29号	由良町漁業協同組合他 1 組合
共第150号	共第150号	同 上	同 上
共第151号	共第151号	淡路市富島字小倉浜940番地先	富島漁業協同組合他 3 組合
共第152号	共第152号	同 上	同 上
共第153号	共第153号	淡路市室津字宮田2534番地先	室津浦漁業協同組合他 3 組合
共第154号	共第154号	同 上	同 上
共第155号	共第155号	淡路市郡家1355番地	一宮町漁業協同組合
共第156号	共第156号	南あわじ市灘土生45番地	南淡漁業協同組合他 1 組合
共第157号	共第157号	同 上	同 上
共第158号	共第158号	南あわじ市沼島2367番地 2	沼島漁業協同組合
共第159号	共第159号	同 上	同 上
共第160号	共第160号	同 上	同 上
共第161号	共第161号	同 上	同 上
共第301号	共第301号	明石市林 3 丁目19番27号	林崎漁業協同組合他 2 組合
共第302号	共第302号	同 上	同 上
共第303号	共第303号	明石市二見町東二見2019番地	東二見漁業協同組合他 1 組合
共第304号	共第304号	高砂市高砂町材木町1198番地	高砂漁業協同組合他 4 組合
共第305号	共第305号	南あわじ市沼島2367番地 2	沼島漁業協同組合
共第306号	共第306号	明石市林 3 丁目19番27号	林崎漁業協同組合他 2 組合
共第307号	共第307号	高砂市高砂町材木町1198番地	高砂漁業協同組合他 4 組合
共第308号	共第308号	姫路市白浜町甲912番地 8	姫路市漁業協同組合他 1 組合
共第309号	共第309号	同 上	姫路市漁業協同組合
共第310号	共第310号	同 上	同 上
共第311号	共第311号	南あわじ市福良丙28番地	福良漁業協同組合

2 免許の内容及び存続期間

兵庫県告示第396号（兵庫県瀬戸内海海区における共同漁業の免許の内容及び存続期間等）で公示した免許の内容及び存続期間のとおり。



兵庫県告示第1141号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、兵庫県瀬戸内海海区における区画漁業を平成25年 9月 1日次のとおり免許した。

平成25年 9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 漁場計画公示番号、免許番号、漁業権者の所在地及び名称

漁場計画 公示番号	免許番号	漁 業 権 者	
		所 在 地	名 称

区第 1号	区第 1号	神戸市垂水区平磯3丁目1番10号	神戸市漁業協同組合
区第 2号	区第 2号	同 上	同 上
区第 3号	区第 3号	同 上	同 上
区第 4号	区第 4号	同 上	同 上
区第 5号	区第 5号	同 上	同 上
区第 6号	区第 6号	明石市林3丁目19番27号	林崎漁業協同組合
区第 7号	区第 7号	同 上	林崎漁業協同組合他2組合
区第 8号	区第 8号	同 上	同 上
区第 9号	区第 9号	同 上	同 上
区第10号	区第10号	同 上	同 上
区第11号	区第11号	高砂市高砂町材木町1198番地	高砂漁業協同組合他4組合
区第12号	区第12号	同 上	同 上
区第13号	区第13号	同 上	同 上
区第14号	区第14号	同 上	高砂漁業協同組合
区第15号	区第15号	同 上	高砂漁業協同組合他4組合
区第16号	区第16号	同 上	同 上
区第17号	区第17号	明石市林3丁目19番27号	林崎漁業協同組合他7組合
区第50号	区第50号	高砂市高須18番8号	伊保漁業協同組合他1組合
区第51号	区第51号	姫路市白浜町甲912番地8	姫路市漁業協同組合
区第52号	区第52号	同 上	同 上
区第54号	区第54号	同 上	姫路市漁業協同組合他1組合
区第55号	区第55号	同 上	同 上
区第56号	区第56号	同 上	姫路市漁業協同組合
区第57号	区第57号	同 上	同 上
区第59号	区第59号	たつの市御津町岩見1308番地の5	岩見漁業協同組合
区第60号	区第60号	たつの市御津町室津493番地の2地先	室津漁業協同組合
区第62号	区第62号	たつの市御津町岩見1308番地の5	岩見漁業協同組合
区第64号	区第64号	赤穂市御崎1798番地の1	赤穂市漁業協同組合
区第66号	区第66号	同 上	同 上
区第67号	区第67号	同 上	同 上
区第68号	区第68号	同 上	同 上
区第69号	区第69号	姫路市家島町宮110番地の1	家島漁業協同組合他1組合
区第70号	区第70号	同 上	同 上
区第71号	区第71号	同 上	同 上
区第72号	区第72号	同 上	同 上
区第73号	区第73号	同 上	同 上
区第74号	区第74号	同 上	同 上
区第75号	区第75号	同 上	同 上
区第76号	区第76号	同 上	同 上
区第77号	区第77号	同 上	同 上
区第78号	区第78号	同 上	同 上
区第79号	区第79号	同 上	同 上
区第80号	区第80号	同 上	同 上
区第81号	区第81号	同 上	同 上
区第82号	区第82号	同 上	同 上
区第101号	区第101号	洲本市由良1丁目20番29号	由良町漁業協同組合他1組合
区第102号	区第102号	同 上	同 上
区第103号	区第103号	同 上	同 上
区第104号	区第104号	同 上	同 上

区第105号	区第105号	洲本市海岸通1丁目6番18号	洲本漁業協同組合
区第106号	区第106号	同 上	同 上
区第107号	区第107号	洲本市炬口1丁目1番1号	炬口漁業協同組合
区第108号	区第108号	淡路市生穂1553番地7	津名漁業協同組合
区第109号	区第109号	同 上	同 上
区第110号	区第110号	同 上	同 上
区第112号	区第112号	淡路市仮屋112番地の1	仮屋漁業協同組合
区第113号	区第113号	同 上	同 上
区第114号	区第114号	同 上	同 上
区第115号	区第115号	同 上	同 上
区第116号	区第116号	同 上	同 上
区第117号	区第117号	淡路市久留麻2205番地の5	森漁業協同組合
区第118号	区第118号	淡路市仮屋112番地の1	仮屋漁業協同組合
区第119号	区第119号	淡路市久留麻2205番地の5	森漁業協同組合
区第120号	区第120号	同 上	同 上
区第121号	区第121号	同 上	同 上
区第122号	区第122号	淡路市仮屋112番地の1	仮屋漁業協同組合
区第123号	区第123号	同 上	同 上
区第124号	区第124号	同 上	同 上
区第125号	区第125号	淡路市岩屋1414番地の1	淡路島岩屋漁業協同組合
区第126号	区第126号	同 上	同 上
区第127号	区第127号	同 上	淡路島岩屋漁業協同組合他1組合
区第128号	区第128号	淡路市富島字小倉浜940番地先	富島漁業協同組合他1組合
区第129号	区第129号	同 上	富島漁業協同組合
区第130号	区第130号	同 上	同 上
区第131号	区第131号	同 上	同 上
区第132号	区第132号	同 上	同 上
区第133号	区第133号	淡路市斗ノ内1694番地	浅野浦漁業協同組合
区第134号	区第134号	同 上	同 上
区第135号	区第135号	同 上	同 上
区第136号	区第136号	同 上	同 上
区第137号	区第137号	淡路市育波148番地の3	育波浦漁業協同組合
区第138号	区第138号	同 上	同 上
区第139号	区第139号	同 上	同 上
区第140号	区第140号	淡路市室津字宮田2534番地先	室津浦漁業協同組合
区第141号	区第141号	同 上	同 上
区第142号	区第142号	淡路市郡家1355番地	一宮町漁業協同組合
区第144号	区第144号	同 上	同 上
区第147号	区第147号	同 上	同 上
区第148号	区第148号	同 上	同 上
区第150号	区第150号	洲本市五色町鳥飼浦1番地の2	五色町漁業協同組合
区第151号	区第151号	同 上	同 上
区第152号	区第152号	同 上	同 上
区第153号	区第153号	同 上	同 上
区第154号	区第154号	南あわじ市湊1100番地	湊漁業協同組合
区第155号	区第155号	同 上	同 上
区第156号	区第156号	同 上	同 上
区第157号	区第157号	同 上	同 上
区第158号	区第158号	同 上	同 上

区第159号	区第159号	同 上	同 上
区第160号	区第160号	南あわじ市阿那賀1463—6	南あわじ漁業協同組合
区第161号	区第161号	同 上	同 上
区第162号	区第162号	同 上	同 上
区第163号	区第163号	同 上	同 上
区第164号	区第164号	同 上	同 上
区第165号	区第165号	南あわじ市福良丙28番地	福良漁業協同組合
区第166号	区第166号	同 上	福良漁業協同組合他1組合
区第167号	区第167号	南あわじ市灘土生45番地	南淡漁業協同組合他1組合
区第168号	区第168号	同 上	同 上
区第301号	区第301号	姫路市家島町坊勢697番地	坊勢漁業協同組合他1組合
区第302号	区第302号	同 上	同 上
区第303号	区第303号	同 上	同 上
区第304号	区第304号	同 上	同 上
区第305号	区第305号	同 上	同 上
区第306号	区第306号	同 上	同 上
区第307号	区第307号	同 上	同 上
区第308号	区第308号	同 上	同 上
区第309号	区第309号	同 上	同 上
区第310号	区第310号	洲本市由良1丁目20番29号	由良町漁業協同組合
区第311号	区第311号	南あわじ市福良丙28番地	福良漁業協同組合
区第312号	区第312号	同 上	同 上
区第313号	区第313号	同 上	同 上
区第314号	区第314号	姫路市家島町坊勢697番地	坊勢漁業協同組合他1組合
区第502号	区第502号	姫路市白浜町甲912番地8	姫路市漁業協同組合
区第503号	区第503号	同 上	同 上
区第504号	区第504号	たつの市御津町岩見1308番地の5	岩見漁業協同組合
区第505号	区第505号	たつの市御津町室津493番地の2地先	室津漁業協同組合
区第506号	区第506号	同 上	同 上
区第508号	区第508号	相生市相生3丁目4番22号	相生漁業協同組合
区第509号	区第509号	同 上	同 上
区第510号	区第510号	同 上	同 上
区第511号	区第511号	同 上	同 上
区第512号	区第512号	同 上	同 上
区第513号	区第513号	赤穂市御崎1798番地の1	赤穂市漁業協同組合
区第514号	区第514号	同 上	同 上
区第515号	区第515号	同 上	同 上
区第517号	区第517号	同 上	同 上
区第518号	区第518号	姫路市家島町宮110番地の1	家島漁業協同組合他1組合
区第519号	区第519号	相生市相生3丁目4番22号	相生漁業協同組合
区第520号	区第520号	同 上	同 上
区第521号	区第521号	同 上	同 上
区第522号	区第522号	同 上	同 上
区第523号	区第523号	姫路市白浜町甲912番地8	姫路市漁業協同組合
区第524号	区第524号	明石市林3丁目19番27号	林崎漁業協同組合他2組合
区第525号	区第525号	同 上	同 上
区第526号	区第526号	姫路市家島町宮110番地の1	家島漁業協同組合他1組合

2 免許の内容及び存続期間

平成25年兵庫県告示第397号（兵庫県瀬戸内海海区における区画漁業の免許の内容及び存続期間等）で公

示した免許の内容及び存続期間のとおり。



兵庫県告示第1142号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、但馬海区における共同漁業を平成25年 9月 1 日次のとおり免許した。

平成25年 9月13日

兵庫県知事 井 戸 敏 三

1 漁場計画公示番号、免許番号、漁業権者の所在地及び名称

漁場計画 公示番号	免許番号	漁 業 権 者	
		所 在 地	名 称
共第201号	共第201号	美方郡香美町香住区若松747番地	但馬漁業協同組合
共第202号	共第202号	同 上	同 上
共第203号	共第203号	同 上	同 上
共第204号	共第204号	同 上	同 上
共第205号	共第205号	同 上	同 上
共第206号	共第206号	同 上	同 上
共第207号	共第207号	同 上	同 上
共第208号	共第208号	同 上	同 上
共第209号	共第209号	同 上	同 上
共第210号	共第210号	同 上	同 上
共第211号	共第211号	同 上	同 上
共第212号	共第212号	同 上	同 上
共第213号	共第213号	同 上	同 上
共第214号	共第214号	同 上	同 上
共第215号	共第215号	同 上	同 上
共第216号	共第216号	同 上	同 上
共第217号	共第217号	同 上	同 上
共第218号	共第218号	同 上	同 上
共第219号	共第219号	同 上	同 上
共第220号	共第220号	同 上	同 上
共第221号	共第221号	同 上	同 上
共第222号	共第222号	同 上	同 上
共第223号	共第223号	同 上	同 上
共第224号	共第224号	同 上	但馬漁業協同組合ほか1組合
共第225号	共第225号	同 上	同 上
共第226号	共第226号	美方郡新温泉町芦屋663番地の1	浜坂漁業協同組合

共第227号	共第227号	同 上	同 上
共第228号	共第228号	同 上	同 上
共第229号	共第229号	同 上	同 上
共第230号	共第230号	同 上	同 上
共第231号	共第231号	同 上	同 上
共第232号	共第232号	同 上	同 上
共第233号	共第233号	同 上	同 上
共第234号	共第234号	同 上	同 上
共第235号	共第235号	同 上	同 上
共第236号	共第236号	同 上	同 上
共第237号	共第237号	同 上	同 上
共第238号	共第238号	同 上	同 上
共第239号	共第239号	同 上	同 上
共第240号	共第240号	同 上	同 上
共第241号	共第241号	同 上	同 上
共第242号	共第242号	同 上	同 上
共第243号	共第243号	同 上	同 上
共第244号	共第244号	同 上	同 上
共第245号	共第245号	同 上	同 上
共第246号	共第246号	同 上	同 上
共第247号	共第247号	同 上	同 上
共第248号	共第248号	同 上	同 上

2 免許の内容及び存続期間

平成25年兵庫県告示第234号（但馬海区における共同漁業の免許の内容及び存続期間等）で公示した免許の内容及び存続期間のとおり。



兵庫県告示第1143号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、但馬海区における定置・区画漁業を平成25年9月1日次のとおり免許した。

平成25年9月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 漁場計画公示番号、免許番号、漁業権者の所在地及び名称

漁場計画 公示番号	免許番号	漁 業 権 者	
		所 在 地	名 称
定第601号	定第601号	豊岡市竹野町竹野163番地	有限会社松正漁業
定第602号	定第602号	同 上	同 上

定第603号	定第603号	美方郡香美町香住区鑑374番地の1	餘部漁業生産組合
定第604号	定第604号	同 上	同 上
定第605号	定第605号	美方郡新温泉町釜屋282番地の2	有限会社釜屋大敷
区第701号	区第701号	美方郡香美町香住区若松747番地	但馬漁業協同組合
区第702号	区第702号	同 上	同 上
区第703号	区第703号	同 上	同 上
区第704号	区第704号	同 上	同 上
区第705号	区第705号	美方郡新温泉町芦屋663番地の1	浜坂漁業協同組合

2 免許の内容及び存続期間

平成25年兵庫県告示第235号（但馬海区における定置・区画漁業の免許の内容及び存続期間等）で公示した免許の内容及び存続期間のとおり。



兵庫県告示第1144号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、兵庫県内水面における共同漁業を平成25年9月1日次のとおり免許した。

平成25年9月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 漁場計画公示番号、免許番号、漁業権者の所在地及び名称

漁場計画 公示番号	免許番号	漁 業 権 者	
		所 在 地	名 称
内共第1号	内共第1号	川辺郡猪名川町差組字フチノ135番地	猪名川水系漁業協同組合連合会
内共第2号	内共第2号	西宮市生瀬二丁目15番13号	武庫川漁業協同組合
内共第3号	内共第3号	三田市小柿867番地	羽束川漁業協同組合
内共第4号	内共第4号	西脇市野村町1244—1	加古川漁業協同組合
内共第5号	内共第5号	神崎郡福崎町南田原3116—1	市川水系漁業協同組合連合会
内共第6号	内共第6号	姫路市夢前町山之内甲60	夢前川漁業協同組合
内共第7号	内共第7号	宍粟市山崎町五十波1013	揖保川漁業協同組合
内共第8号	内共第8号	赤穂郡上郡町岩木甲54—1	千種川漁業協同組合
内共第9号	内共第9号	丹波市市島町上田448—1	竹田川漁業協同組合
内共第10号	内共第10号	豊岡市出石町宮内153—3	円山川漁業協同組合
内共第11号	内共第11号	豊岡市竹野町竹野1575番地	竹野川漁業協同組合
内共第12号	内共第12号	美方郡香美町村岡区入江字割石717—3	矢田川漁業協同組合
内共第13号	内共第13号	美方郡新温泉町浜坂2143—10	岸田川漁業協同組合
内共第14号	内共第14号	豊岡市出石町宮内153—3	円山川漁業協同組合
内共第15号	内共第15号	高砂市高砂町材木町1198番地	高砂漁業協同組合

内共第16号	内共第16号	宍粟市山崎町五十波1013	揖保川漁業協同組合
内共第17号	内共第17号	赤穂郡上郡町岩木甲54-1	千種川漁業協同組合

2 免許の内容及び存続期間

平成25年兵庫県告示第286号（内水面における共同漁業の免許の内容となるべき事項）で公示した免許の内容及び存続期間のとおり。



兵庫県告示第1145号

漁業法（昭和24年法律第267号）第10条の規定により、兵庫県内水面における区画漁業を平成25年9月1日次のとおり免許した。

平成25年9月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 漁場計画公示番号、免許番号、漁業権者の住所又は所在地及び氏名又は名称

漁場計画 公示番号	免許番号	漁 業 権 者	
		住所又は所在地	氏名又は名称
内区第1号	内区第1号	加西市網引町1652-1	山下公明
内区第2号	内区第2号	同上	同上
内区第3号	内区第3号	篠山市北新町41番地	篠山川沿岸土地改良区
内区第4号	内区第4号	同上	同上
内区第5号	内区第5号	三田市福島343番地3号	北垣勝

2 免許の内容及び存続期間

平成25年兵庫県告示第287号（内水面における区画漁業の免許の内容となるべき事項）で公示した免許の内容及び存続期間のとおり。



兵庫県告示第1146号

漁業法（昭和24年法律第267号）第129条第5項の規定により、第5種共同漁業権遊漁規則を平成25年9月1日次のとおり認可した。

平成25年9月13日

兵庫県知事 井戸敏三

1 漁業権者及び漁業権番号

- 猪名川水系漁業協同組合連合会 内共第1号
- 武庫川漁業協同組合 内共第2号
- 羽束川漁業協同組合 内共第3号
- 加古川漁業協同組合 内共第4号
- 市川水系漁業協同組合連合会 内共第5号
- 夢前川漁業協同組合 内共第6号
- 揖保川漁業協同組合 内共第7号
- 千種川漁業協同組合 内共第8号
- 竹田川漁業協同組合 内共第9号
- 円山川漁業協同組合 内共第10号
- 竹野川漁業協同組合 内共第11号
- 矢田川漁業協同組合 内共第12号
- 岸田川漁業協同組合 内共第13号

2 認可した遊漁規則の内容

第5種共同漁業権遊漁規則
 猪名川水系漁業協同組合連合会
 内共第1号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、猪名川水系漁業協同組合連合会が免許を受けた内共第1号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、わかさぎ、すっぽん、もくずがに、おいかわ及びあまごをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制度に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁しようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、投網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具・漁法、区域、期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ。）の行なう水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認をするものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具・漁 法	規 模
手釣、竿釣、延縄	1本とする。
投網	1統とする。
どう、かご	1個とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれに掲げる区域、漁具・漁法、期間内でなければならない。

魚 種	区 域	漁具・漁法	期 間
あ ゆ	一庫大路次川龍化トンネルから上流府県境界まで	竿釣	5月26日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
		投網	10月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する日
	上記及び禁止区域を除く、藻川の区域から猪名川本流及び支流府県境界まで	竿釣、投網	5月26日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい・ふな・おいかわ	一庫大路次川龍化トンネルから上流府県境界まで	竿釣	5月26日から10月31日までを除く、1月1日から12月31日まで
	上記及び禁止区域を除く、藻川の区域から猪名川本流及び支流府県境界まで	竿釣	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

あ ま ご	一庫大路次川龍化トンネルから上流府県境界まで	竿釣	3月1日から5月25日まで
	上記及び禁止区域を除く、藻川の区域から猪名川本流及び支流府県境界まで	竿釣	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
に じ ま す	一庫大路次川龍化トンネルから上流府県境界まで	竿釣	5月26日から10月31日までを除く、1月1日から12月31日まで
	上記及び禁止区域を除く、藻川の区域から猪名川本流及び支流府県境界まで	竿釣	10月1日から5月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
わ か さ ぎ	一庫ダム内網場（ゴミ除けさく）より田尻川は縄手橋まで、一庫大路次川は龍化トンネルまで	竿釣	10月1日から5月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
う な ぎ	禁止区域を除く藻川の区域から猪名川本流及び支流府県境界まで	どう、延縄、かご	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
す っ ぽ ん	禁止区域を除く藻川の区域から猪名川本流及び支流府県境界まで	竿釣、かご	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
も く ず が に	禁止区域を除く藻川の区域から猪名川本流及び支流府県境界まで	かご	1月1日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2 前項の公表は、連合会区域内の掲示板に掲載するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
一庫橋から一庫ダム内網場（ゴミ除けさく）までの区域	1月1日から12月31日まで
猪名川本流川西市虫生地先にある標柱からゴルフ橋上流30メートルまでの区域	10月1日から5月31日まで
田尻川縄手橋から上流府県境界までの区域	1月1日から12月31日までの間で、組合が告知する期間
ゴルフ橋から一庫橋までの区間	

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	15センチメートル以下
ふ な	10センチメートル以下
う な ぎ	20センチメートル以下
に じ ま す	15センチメートル以下
あ ま ご	12センチメートル以下
す っ ぽ ん	甲長12センチメートル以下
も く ず が に	甲羅横幅5センチメートル以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、次項ただし書により納付するときは、2分の1を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	期 間	遊 漁 料				遊漁区域
			成 人	中・高生、 75歳以上、 身体障害者	女 性	小学生以下	
あ ゆ	友釣	1日	3,500円	1,500円	1,500円	大人同伴で 無料	藻川の区域から猪名川本流及び支流府県境界まで
		1年	15,000円	10,000円	10,000円		
	投網	1日	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	
に じ ま す	竿釣	1日	3,500円	3,500円	2,000円	2,000円	
		半日	2,000円	2,000円	1,500円	1,500円	
		1日	3,500円	1,500円	1,500円	大人同伴で 無料	北田原地区を 除く藻川の区 域から猪名川 本流及び支流 府県境界まで
		回数券	5,000円(500円12枚つづり)				
あ ま ご	竿釣	回数券	5,000円(500円12枚つづり)				
う な ぎ	どう、延縄、かご	1日	4,000円	2,000円	2,000円	2,000円	北田原地区を 除く藻川の区 域から猪名川 本流及び支流 府県境界まで
す っ ぽ ん	竿釣、かご	1日	4,000円	2,000円	2,000円	2,000円	
も く ず が に	かご	1日	1,000円	500円	500円	500円	
こい、ふな、おいかわ	竿釣	1日	500円	500円	500円	500円	
わかさぎ	竿釣	1日	3,000円	1,500円	1,500円	1,500円	一庫ダム内網場(ゴミ除けさく)より田尻川は縄手橋まで、一庫大路次川は龍化トンネルまで

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名 称	所 在 地

猪名川上流漁業協同組合	川辺郡猪名川町差組字フチノ上135番地
猪名川漁業協同組合	川辺郡猪名川町民田地区内川の案内所
多田漁業協同組合	川西市新田2丁目2-23
藻川漁業協同組合	尼崎市高田町20-28

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、川底をむやみに攪拌してはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

1 この規則は平成25年9月1日から施行する。

2 この規則の施行前に、旧規則に基づいて遊漁承認証の交付を受けている者は、その有効期間中は、この規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

別記

様式第1号

遊 漁 承 認 証

表

裏

NO	
遊漁承認証	
下記のとおり遊漁を承認します。	
遊 漁 者	住所
	氏名 年齢
承認期日	
魚種	
漁具漁法	
遊漁区域	
遊漁料	
発行者	
猪名川水系漁業協同組合連合会 印	

注 意 事 項
1 遊漁するときは本証を携帯すること。
2 本証は他人に貸与しないこと。
3 遊漁者は漁場監視員の要求があったときは本証を掲示すること。
漁業協同組合

様式第2号

漁 場 監 視 員 証

表

裏

NO	
漁場監視員証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
住所	
氏名	年齢
有効期限	
発行者	
猪名川水系漁業協同組合連合会 印	

注意事項
1 漁場監視員は本証を常時携帯すること。
2 遊漁者から要求があった場合これを提示すること。

武庫川漁業協同組合内共第2号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、武庫川漁業協同組合が免許を受けた内共第2号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、ふな、うなぎ及びにじますをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行なう水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
手釣・竿釣	1本に限る。

- 2 武庫川において、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から45日間は、手釣又は竿釣によってする場合を除き、あゆの遊漁してはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
ふ な	1月1日から12月31日まで
う な ぎ	
に じ ま す	

- 2 前項の公表は、組合の掲示板又は釣場速報に掲示するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁してはならない。

区 域	期 間
本流甲武橋（西宮市上大局5丁目）から百間樋（宝塚市外高松）までの区域（2.5km）	10月1日から11月末日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長

あ	ゆ	10 c m以下
ふ	な	6 c m以下
う	なぎ	30 c m以下
に	じます	15 c m以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号の場合において、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学生徒又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項但書により納付するときは、300円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具、漁法	遊 漁 料	
あ ゆ	手釣・竿釣	1日	1,000円
		1年	5,000円
ふ な う な ぎ に じ ま す	手釣・竿釣	1日	500円
		1年	3,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。但し、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該漁業をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名 称	所 在 地	T E L	備 考
林 文 人	西宮市生瀬町2丁目15-13	(0797) 86-0095	

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、漁場内の川底を攪拌してはならない。

(漁場監視員)

第10条 遊漁監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 遊漁監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は、以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

1 この規則は平成25年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁証の交付を受けている者は、その有効期間中は、この規則に基づいて交付を受けた者とみなす。

別記

様式第1号

遊 漁 承 認 証

表

裏

NO	
遊漁承認証	
下記の通り遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所)
	(氏名) (年齢)
承認期間	
魚 種	
漁具・漁法	
遊漁区域	
発行者	武庫川漁業協同組合 印

注意事項
<p>1 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。</p> <p>2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。</p> <p>3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。</p> <p>4 遊漁者は、漁場内の川底を攪拌してはならない。</p>

様式第2号

漁場監視員証	
住所 (支部)	
氏名	年齢
発行者	武庫川漁業協同組合 印

腕章

武庫川漁業協同組合	
漁場監視員証 印	
住所 (支部)	
氏名	年齢

羽東川漁業協同組合内共第3号
第5種 共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、羽東川漁業協同組合が免許を受けた内共第3号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域内において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、うなぎ、にじます、あまご及びいわなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めたものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には、遊漁対象、水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には、第11条に規定する場合を除き、その他の場合には、当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは組合員、若しくは、他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は、第11条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる既定の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
手 釣・竿 釣	一本に限る。

- 2 すかけ漁法はこれをしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
あ ま ご	3月1日から9月30日まで
に じ ま す	1月1日から12月31日まで

- 2 前項の公表は組合の掲示板並びに一般対象の最も見易い所に掲示するものとする。

(特定漁場)

第5条 漁場区域のうち次に掲げるア欄の区域でイ欄の間中は特定漁場（以下「特定漁場」という。）とする。

漁 場 名	ア 区 域	イ 期 間
小柿特定漁区	三田市小柿三舟橋より上流天上畑谷川合流点まで2,500m	10月1日より5月30日まで
後川特定漁区	後川湯舟橋より上流天王ダムまで2,000m	1月1日より12月31日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
う な ぎ	全長20cm以下のもの
あまご・にじます	全長12cm以下のもの

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は、

肢体不自由者のときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きにより納付するときは日券の2分の1に相当する額を加算した額とする。

魚 種	漁 具・漁 法	遊 漁 料
あゆ・あまご・いわな・にじます・うなぎ	手 釣・竿 釣	1 日 2,000円

- 2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただし手釣・竿釣による遊漁の場合には、当該漁業をする場所において漁業監視員に納付することができる。

名 称	所 在 地
堂 本 敏 弘	三田市小柿1257—1
岡 村 隆 夫	三田市木器340
藪 垣 嘉 信	三田市上槻瀬317
入 江 勝	三田市酒井427
倉 豊	篠山市後川上83
中 西 秀 人	篠山市後川新田30
小 谷 互	宝塚市波豆大北

- 3 第5条に規定する特定漁場の遊漁料は次の通りとする。ただし未就学幼児は無料とする。

漁 場 名	魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
小柿特定漁区	あまご・にじます	竿 釣	大人3,800円、女性・小学生3,000円 (午後：大人3,000円、女性・小学生2,500円)
後川特定漁区	あまご・にじます	竿 釣	大人3,500円、女性・小学生2,000円

- 4 前項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所において納付しなければならない。

特定漁場名	納 付 場 所
小柿特定漁区	三田市小柿867 小柿漁区事務所
後川特定漁区	篠山市後川上781 中西秀人

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

- 2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁業監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは、しないものとする。

附 則

- 1 この規則は平成25年9月1日から施行する。

- 2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁証の交付を受けている者は、その有効期間中は、この規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

別記

様式第1号

(表)

(裏)

No.

遊 漁 承 認 証

下記の通り遊漁を承認します。

遊 漁 者	住所	
	氏名	年齢

承認期間
魚種
漁具・漁法
遊漁区域
発行者
羽東川漁業協同組合 印

注 意 事 項

- 1 遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従うこと。
- 2 遊漁証は携帯しなければならない。
- 3 他の釣人の迷惑になってはならない。
- 4 区域内において、川底を攪拌してはならない。

様式第2号

No.

遊 漁 承 認 証

下記の者は、当組合の漁場監視員であることを証明する。

	住所	
	氏名	年齢

有効期間
発行者
羽東川漁業協同組合 印

腕 章

○	漁 場 監 視 員	○
○	羽 東 川 漁 業 協 同 組 合	○

加古川漁業協同組合
内共第4号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、加古川漁業協同組合が免許を受けた内共第4号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、あまご、おいかわ、うぐい、わかさぎ、もろこ及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には該当遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具、漁法	規 模
網	手網の範囲（直径30cm以内）
竿	3本以内
かに籠	3個以内
うなぎ漬籠	5個以内
ゴロ引き、引掛け、つかみばさみ漁は、これを禁止する。	

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	6月1日から12月31日まで。ただし、斗竜灘においては5月1日から12月31日まで
あ ま ご	3月1日から9月30日まで
もくずがに	9月20日から翌年2月末日まで
その他の魚類	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合掲示板又は神戸新聞に掲載してするものとする。

(禁漁区域及び竿釣専用区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
多可郡多可町加美区大袋地内通称大袋橋（杉原川）より上流100メートル土砂止堰堤までの間	1年間
東条湖余水吐口より上流網場までの約100メートルの間	1年間

2 竿釣専用区域（禁網区域）を別表に定める。

（特定漁場）

第6条 漁場区域のうち次に掲げるア欄の区域でイ欄の期間中は特定漁場とする。

漁場名	ア 区域	イ 期間
八千代区大屋	野間川と中ノ谷川の合流点から中ノ谷川の二重ヶ滝まで2,000mの区域	1月1日から12月31日まで (ただし「あまご」は3月1日から9月30日まで)

（全長等制限）

第7条 つぎの左欄に掲げる水産動植物は、それぞれ右欄に規定する大きさのものはこれを採捕してはならない。

名 称	大 き さ
こ い	全長15センチメートル以下
う な ぎ	全長20センチメートル以下
あ ま ご	全長12センチメートル以下
もくずがに	甲ら直径5センチメートル以下

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小中学生の時は無料、肢体不自由者のとき又は75才以上の者はそれぞれの遊漁料の2分の1に相当する額とする。

(1) 手釣、竿釣、餌付け籠、漬籠、手網による遊漁の場合

魚 種	漁具、漁法	遊漁料
もくずがにを除く免許魚種	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1年 8,400円
あゆ	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1日 2,100円
あまご	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1日 2,100円
あゆ、あまご、もくずがにを除く免許魚種	手釣、竿釣（3本まで） 手網（直径30cm以内）	1年 5,250円 1日 840円
もくずがに、うなぎ	餌付け籠（3個まで） うなぎ漬籠（5個まで） 手網（直径30cm以内）	1年 3,150円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし手釣、竿釣による遊漁の場合は当該漁業をする場所において漁場監視員に納付することができる。その場合、2分の1の額を加算した額とする。

名称又は氏名	住 所	電話番号
加古川漁業協同組合	西脇市野村町1244-1	(0795) 22-2572
加古川漁業協同組合加印連絡所	加古川市東神吉町神吉1717-4 ナガイオート内 成川利幸方	(0794) 32-0099
加古川漁業協同組合西脇連絡所	丹波市山南町奥370山南電化サービス 萩原登方	(0795) 77-3060
東条湖観光(株)	加東市黒谷25	(0795) 47-0072
フィッシングむらかみ	三木市緑ヶ丘中2-9-20	(0794) 87-3588

山陽平岡店	加古川市平岡町新在家893—1	(0794) 26—9654
山陽加古川店	加古川市南備後350—2	(0794) 20—5555
ユメヤ釣具	丹波市山南町和田290	(0795) 76—0251
西山釣具店	篠山市川原町4	(0795) 52—0645
㈱うりゅう滝野・社店	加東市新町辻南289—1	(0795) 48—5277
フィッシング山本	加東市社1512—3	(0795) 42—1600
東条湖ランド赤坂	加東市黒谷1197—23	(0795) 46—0158
大古瀬釣具センター	加西市北条町東南101—5	(0790) 43—0055
長谷川漁具店	小野市久保木町232	(0794) 63—6236
シェーネ、フリッセ	加古川市八幡町宗佐出合1040	(079) 438—2587
さんなん仁王駅	丹波市山南町谷川2181—3	(0795) 77—0022
フィッシング丹南	篠山市味間新94—6	(079) 594—4959
あつまっ亭	西脇市黒田庄町岡643 J R 黒田庄駅	(0795) 28—5880
川根タイヤ商会	西脇市西田町334—1	(0795) 23—2357
滝寺荘	加東市上滝野283	(0795) 48—3223
セブナイレブン加東上滝野店	加東市上滝野257	(0795) 48—5625
フィッシング・パイレーツ三木店	三木市大村730	(0794) 88—8450
つりキチ	神戸市兵庫区羽坂通3—3—4	(078) 578—1091

- 3 特定漁場における遊漁料の額は以下のとおりとする。ただし小学生は2分の1の額、小学生未満は無料とする。

漁 場 名	漁具、漁法	遊 漁 料
八千代区大屋	竿釣（1本まで）	1日 3,150円

- 4 前項に規定する遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

名称または氏名	住 所	電話番号
ネイチャーパークかさがた	多可郡多可町八千代区大屋378—1	(0795) 30—5110
加古川漁業協同組合事務所	西脇市野村町1244—1	(0795) 22—2572

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを提示しなければならない。

- 2 遊漁者は遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適切な距離を保ち、他の者の迷惑となるような行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

名 称	区 域
あゆ産卵場	加古川市西日本旅客鉄道山陽鉄橋下流端から上流1,800mまでの区域

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

- 2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを示す腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反した場合は、直ちにその者の遊漁の停止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年9月1日から実施する。
- 2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁証の交付を受けているものは、その有効期間中は、この規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

別表

河川名	「禁網区」竿釣（手釣含む。）専用区域	禁網期間
篠 山 川	篠山市京口橋から下流監物橋まで700mの間	1年間
篠 山 川	篠山市農林水産省井堰から八幡橋までの500mの間	1年間
加古川本流 (佐治川)	黒田庄町船町井堰から井原橋上流500mまでの間	1年間
加古川本流 (佐治川)	青垣町市原養魚場裏上下流200mまでの間	1年間
杉 原 川	加美区役場東、大平橋から上流加美区水源地まで450mの間	1年間
杉 原 川	加美区多田川棚釜橋から上流全域	1年間
杉 原 川	中区高岸丘山橋から高田橋までの1,000mの間	4月15日午前0時から 8月1日午前5時まで
杉 原 川	中区中村上井堰から中村下井堰までの150mの間	1年間
杉 原 川	西脇市春日大橋上流端から和田井堰堤までの700mの間	1年間
杉 原 川	杉原川の支流和田谷川合流点より杉原川と本流との合流点まで500mの間	1年間
加古川本流	本流重春橋より下流新野村大橋までの900mの間	1年間
野 間 川	八千代区中央橋から蛸橋まで500mの間	1年間
東 条 川	加東市吉井井堰から上流400mまでの間	1年間
美 囊 川	三木市上津橋から下流末広橋までの1,000mの間	1年間
加古川本流	加東市鬮竜橋上流300mから西脇市行政境界までの間	1年間
加古川本流	美囊川合流点を境とし本流の上流500mから下流300mまでの間	1年間
加古川本流	加東市福田橋より上流加東市河高水道管橋（加古川横断共同橋梁）までの間	4月15日午前0時から 8月1日午前5時まで
加古川本流	加東市鬮竜灘から滝見橋まで550mの間	4月15日午前0時から 8月1日午前5時まで
加古川本流	氷上町幸料寺橋から京橋まで900mの間	1年間
稲 土 川	本流と稲土川の合流点から京橋までの900mの間	1年間
佐 治 川 広 柴 川 石 風 呂 川	佐治川と広柴川の合流点から上流の佐治川、石風呂川、広柴川全域	1年間

別記

様式第1号

遊 漁 承 認 証

(1) 雑魚1日遊漁証

平成 年度 (平成 年 月 日～平成 年 月 日の間) No.								
雑魚一日遊漁証 手釣・竿釣1日券 (当日限り) あゆ、ます類、もくずがにを除く全魚種 円 (消費税込) 遊漁者氏名 _____ 漁場において監視員に納付するときは上記の金額に1/2の額を加算した額とする。 区域 加古川水系全域 (八千代区中の谷アマゴ特定漁場を除く。) 加古川漁業協同組合 印 西脇市野村町1244-1 TEL(0795-22-2572)	有効 月 日	月	4	5	6	7	8	9
		10	11	12	1	2	3	
		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	
		19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30/31			
取扱者氏名 _____ 印								

(2) あゆ1日遊漁証

平成 年度 (平成 年 月 日～平成 年 月 日の間) No.								
あゆ一日遊漁証 手釣・竿釣1日券 (当日限り) 円 (消費税込) 遊漁者氏名 _____ 漁場において監視員に納付するときは上記の金額に1/2の額を加算した額とする。 区域 加古川水系全域 (八千代区中の谷アマゴ特定漁場を除く。) 加古川漁業協同組合 印 西脇市野村町1244-1 TEL(0795-22-2572)	有効 月 日	月	4	5	6	7	8	9
		10	11	12	1	2	3	
		1	2	3	4	5	6	
		7	8	9	10	11	12	
		13	14	15	16	17	18	
		19	20	21	22	23	24	
25	26	27	28	29	30/31			
取扱者氏名 _____ 印								

(3) ます類1日遊漁証

平成 年度（平成 年 月 日～平成 年 月 日の間）No.

ます類一日遊漁証 手釣・竿釣1日券 （当日限り） 円（消費税込） 遊漁者氏名 _____ 漁場において監視員に納付するときは上記の金額に1/2の額を加算した額とする。 区域 加古川水系全域 （八千代区中の谷アマゴ特定漁場を除く。） 加古川漁業協同組合 印 西脇市野村町1244-1 TEL(0795-22-2572)	月	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	1	2	3	
	有効月日	日	1	2	3	4	5	6
			7	8	9	10	11	12
			13	14	15	16	17	18
			19	20	21	22	23	24
			25	26	27	28	29	30/31
	取扱者氏名 印							

(4) 特定漁場ます類1日遊漁証

平成 年度（平成 年 月 日～平成 年 月 日の間）No.

特定漁場ます類一日遊漁証 手釣・竿釣1日券 （当日限り） 円（消費税込） 遊漁者氏名 _____ 期間 ニジマス1月1日～12月31日 アマゴ3月1日～9月30日 区域 八千代区野間川と中の谷川合流点から中の谷川の二重ヶ滝まで2,000mの間 加古川漁業協同組合 印 西脇市野村町1244-1 TEL(0795-22-2572)	月	4	5	6	7	8	9	
		10	11	12	1	2	3	
	有効月日	日	1	2	3	4	5	6
			7	8	9	10	11	12
			13	14	15	16	17	18
			19	20	21	22	23	24
			25	26	27	28	29	30/31
	取扱者氏名 印							

(5) 甲一年遊漁証

(表)

(裏)

No.	手釣り、竿釣り	各自写真貼付のこと 貼付無き場合は無効と する
	もくずがにを除く全魚種	
	甲1年遊漁証	
¥	(消費税込)	
自 平成 年 月 日		
至 平成 年 月 日		
住所		
氏名 生年月日		
取扱者氏名 印 連絡所		
加古川漁業協同組合 西脇市野村町1244-1 TEL(0795)22-2572		

注 意 事 項

- この証は、記名本人に限り有効で複数での使用は出来ません。また他人への貸与も出来ません。
- 漁場監視員から請求があった場合は、直ちにご提示下さい。
- 魚族保護に関する法律、規則、制限を遵守して下さい。
- 住所、氏名、年齢の記入なきものは、無効です。
- 遊漁中は、必ずこの証を携帯して下さい。携帯無き場合は、1日遊漁証を購入して頂く場合があります。
- 八千代区中の谷川アマゴ特定漁場では、別に1日遊漁証を購入して下さい。
- この証はいかなる場合でも再発行はいたしません。
- 鮎釣解禁 5月1日 (鬮竜灘)
6月1日 (加古川水系全域)
アマゴ釣期間 3月1日～9月30日

(6) 乙一年遊漁証

(表)

(裏)

No.	手釣り、竿釣り	各自写真貼付のこと 添付無き場合は無効と する
	あゆ・ます類・もくずがにを除く全魚種	
	乙1年遊漁証	
¥	(消費税込)	
自 平成 年 月 日		
至 平成 年 月 日		
住所		
氏名 生年月日		
取扱者氏名 印 連絡所		
加古川漁業協同組合 西脇市野村町1244-1 TEL(0795)22-2572		

注 意 事 項

- この証は、記名本人に限り有効で複数での使用は出来ません。また他人への貸与も出来ません。
- 漁場監視員から請求があった場合は、直ちにご提示下さい。
- 魚族保護に関する法律、規則、制限を遵守して下さい。
- 住所、氏名、年齢の記入なきものは、無効です。
- 遊漁中は、必ずこの証を携帯して下さい。携帯無き場合は、1日遊漁証を購入して頂く場合があります。
- 八千代区中の谷川アマゴ特定漁場では、別に1日遊漁証を購入して下さい。
- この証はいかなる場合でも再発行はいたしません。

(7) うなぎ・もくずがに一年遊漁証

(表)

(裏)

No. うなぎ・もくずがに
 ウナギ漬けかご5個・もくずがに餌付けかご3個
 丙一年遊漁証

¥ (消費税込)

自 平成 年 月 日
 至 平成 年 月 日

住所 _____
 氏名 _____ 生年月日 _____

取扱者氏名 _____ 印 _____ 連絡所 _____
 加古川漁業協同組合 西脇市野村町1244-1
 TEL(0795)22-2572

各自写真貼付のこと
 添付無き場合は無効と
 する

注 意 事 項

1. この証は、記名本人に限り有効で複数での使用は出来ません。また他人への貸与も出来ません。
2. 漁場監視員から請求があった場合は、直ちにご提示下さい。
3. 魚族保護に関する法律、規則、制限を遵守して下さい。
4. 住所、氏名、年齢の記入なきものは、無効です。
5. 遊漁中は、必ずこの証を携帯して下さい。携帯無き場合は、1日遊漁証を購入して頂く場合があります。
6. 八千代区中の谷川アマゴ特定漁場では、別に1日遊漁証を購入して下さい。
7. この証はいかなる場合でも再発行はいたしません。
8. うなぎ
 遊漁期間：1月1日から12月31日まで
 もくずがに
 遊漁期間：9月20日から翌年2月末日まで

様式第2号

漁 場 監 視 員 証

(表)

(裏)

登録No. _____
 平成 年度

漁場監視員証

下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。
 平成 年 月 日迄有効

発行No. _____
 住所 _____
 監視員氏名 _____ 年齢 才 _____

発行者 加古川漁業協同組合 印
 兵庫県西脇市野村町1244-1
 TEL(0796)22-2572

— 注意事項 —

1. 漁場監視員は、監視員証を携帯し、組合員及び遊漁者に必ず提示すること。
2. 漁場監視員は、組合の定款、行使規則、遊漁規則及び関係法令を熟知し、組合員及び遊漁者に対して、適切な関し及び指導を行うこと。
3. 漁場監視員は漁場の環境保全状況を常に監視し、異常を発見した場合は迅速に対処すること。

市川水系漁業協同組合連合会
内共第5号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、市川水系漁業協同組合連合会が免許を受けた内共第5号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます及びあまごをいう。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具・漁法、遊漁区域及び遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣又は網による遊漁の場合には第14条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養、若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第1項の承認を受けたものをいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第14条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第9条第1項若しくは第2項の遊漁料を同条第3項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣	1人1本に限る。
網	網目の大きさ20ミリメートル以上に限る。

2 網による遊漁は、次に掲げる区域及び期間内とする。

地区名	区 域	期 間
黒 川	朝来市生野町魚ヶ滝、魚ヶ滝キャンプ場にある水測場から同市同町黒川、梅ヶ畑1号橋までの区域。ただし、黒川特定漁場を除く。	8月第3日曜日から9月30日まで

地区名	区 域	期 間
栲原川	朝来市生野町・神崎郡神河町の市町境から朝来市生野町菖蒲沢橋までの区域。	8月第3日曜日から9月30日まで

(遊漁の期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する期間内
こ い	1月1日から12月31日まで
ふ な	同 上
う な ぎ	同 上
に じ ま す	同 上
あ ま ご	3月1日から9月30日まで

2 前項の公示は、遊漁者の目に付く場所に掲示するものとする。

(遊漁の区域)

第5条 遊漁を行うことができる区域は、次の表の右欄にあげるとおりとする。なお、各組合の区域を越えて遊漁を行う場合は、それぞれの区域で遊漁料を納付しなければならない。

組 合 名	遊 漁 の 区 域
市川生野漁業協同組合	市川（小野大橋より上流） 栃原川（朝来市・神河町境より上流） 倉谷川・白口川
長谷漁業協同組合	栃原川（朝来市・神河町境より下流から市川合流部まで） 伏見川（市川合流点から上流）
寺前漁業協同組合	小田原川（市川合流部より上流）
越知川漁業協同組合	猪篠川（市川合流部より上流） 越知川・追上川・東山川
岡部川漁業協同組合	岡部川（市川合流部より上流）
市川本流漁業協同組合	市川（恒屋川・市川合流点より上流から猪篠川合流点まで） 甲良川・尾市川・七種川・西谷川・雲津川・平田川

（禁止区域）

第6条 第4条の規定による期間中であっても、別表(1)の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

（特定漁場）

第7条 漁場区域のうち別表(2)に掲げるア欄の区域で、イ欄の期間中は、これを特定漁場（以下「特定漁場」という。）とする。

（体長制限）

第8条 兵庫県内水面漁業調整規則第6条に定める体長制限の他、次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
にじます	体長12cm以下のもの

（遊漁料の額及び納付方法）

第9条 特定漁場及び銀山湖以外の各組合の区域における遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が幼児又は小学生のときは無料、中学生又は肢体不自由者のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第3項ただし書きにより納付するときは、1日当りの2分の1を加算した額とする。

組合名	漁 具 ・ 漁 法	魚 種	遊 漁 料	
			1 日	1 年
市川生野	手釣・竿釣（1人1本に限る。）	あゆ・にじます・あまご	2,000円	8,000円
		こい・ふな	500円	2,000円
	網（網目の大きさ20mm以上に限る。）	あゆ	5,000円	—
長谷	手釣・竿釣（1人1本に限る。）	あゆ	3,000円	10,000円
		にじます・あまご	2,000円	5,000円
		こい・ふな	500円	2,000円
寺前	手釣・竿釣（1人1本に限る。）	あゆ	3,000円	10,000円
		こい・ふな	500円	2,000円
越知川	手釣・竿釣（1人1本に限る。）	あゆ	3,000円	10,000円
		にじます・あまご		5,000円
		こい・ふな	500円	2,000円
岡部川	手釣・竿釣（1人1本に限る。）	にじます・あまご こい・ふな	500円	2,000円
全組合	手釣・竿釣・かご	うなぎ	—	3,000円

- 2 銀山湖における遊漁料の額は、次のとおりとする。ただし、遊漁者が幼児又は小学生のときは無料、中学生または、肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当額とし、次項ただし書きにより納付するときは、1日当りの2分の1を加算した額とする。

魚 種	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料	
		1 日	1 年
にじます こ い ふ な	手釣・竿釣（1人1本に限る。）	800円	4,000円

- 3 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣・竿釣又は網による遊漁の場合には、当該遊漁をする場所において、漁場監視員に納付することができる。

名 称	所 在 地
市川水系漁業協同組合連合会	神崎郡福崎町南田原 福崎町役場内 (0790) 22-0560
市川生野漁業協同組合	朝来市生野町口銀谷 朝来市役所生野庁舎内 (079) 679-5801
	朝来市生野町栃原 栃原販売所 (079) 679-2809
	朝来市生野町上生野 銀山湖湖畔 (079) 679-2852
	朝来市生野町黒川 黒川養魚場 (079) 679-4356
長谷漁業協同組合	神崎郡神河町長谷 センター長谷内 (0790) 35-0001
	神崎郡神河町長谷 大 沖 憲 一 (0790) 35-0674
	神崎郡神河町長谷 上 垣 昇 (0790) 35-0623
寺前漁業協同組合	神崎郡神河町寺前 神河町商工会大河内支所内 (0790) 34-0811
	神崎郡神河町上岩 水車公園こっとな亭駐車場内 漁業組合直営販売所 (0790) 34-1633
越知川漁業協同組合	神崎郡神河町岩屋 岸 上 耕 三 (0790) 33-0449
	神崎郡神河町山田 藤森商店 (0790) 32-0702
	神崎郡神河町山田 広岡商店 (0790) 32-0038
	神崎郡神河町中村 松原菓子店 (0790) 32-1170
	神崎郡神河町栗賀町 農協栗賀支店 (0790) 32-1212
	神崎郡神河町越知 農協越知谷店 (0790) 33-0001
岡部川漁業協同組合	神崎郡市川町西川辺 市川町役場内 (0790) 26-1010

市川本流漁業協同組合	神崎郡福崎町南田原 福崎町役場内 (0790) 22-0560
------------	---------------------------------------

4 第7条に規定する特定漁場の遊漁料は、次表のとおりとする。

特定漁場	漁 具 ・ 漁 法	遊 漁 料	
		大人	小人
黒川特定漁場	竿釣（1人1本に限る。）	3,300円	2,300円
越知川特定漁場	同 上	3,300円	2,300円

5 前項の遊漁料の納付は、それぞれ次に掲げる場所においてしなければならない。

特定漁場名	納 付 場 所
黒川特定漁場	朝来市生野町黒川 黒川特定漁場管理事務所
越知川特定漁場	神崎郡神河町根宇野 越知川特定漁場管理事務所

（遊漁承認証に関する事項）

第10条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。また第7条に規定する特定漁場にあっても、同様式による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第11条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、みだりに川底を攪拌してはならない。

（漁場監視員）

第12条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第4号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを示す腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第13条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

附 則

1 この規則は平成25年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁証の交付を受けている者は、その有効期間中は、この規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

別表(1)

禁止区域

番号	地区名	区 域	期 間
1	生 野	朝来市生野町生野ダムサイドの上流600メートルの点から同ダムサイドの下流700メートルの点に設定した標識までの区域	1月1日から 12月31日まで

別表(2)

特定漁場

漁場名	ア 区 域	イ 期 間	ウ 魚 種

黒川 特定漁場	朝来市生野町黒川、県道黒川橋から上流300メートル地点吉原井堰までの区域	1月1日から 12月31日まで	あまご にじます
越知川 特定漁場	神崎郡神河町根宇野、根宇谷川えん堤から上流500メートル地点までの区域	同 上	同 上

別記

様式第1号

遊 漁 証 認 証

(表)

(裏)

遊漁証認証					
下記のとおり遊漁を承認します。					
記					
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(住所)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(氏名)</td> <td style="text-align: center;">(年齢) 歳</td> </tr> </table>	(住所)		(氏名)	(年齢) 歳
(住所)					
(氏名)	(年齢) 歳				
承認期間					
魚 種					
漁具漁法					
遊 漁 料					
発 行 者					
〇〇漁業協同組合 印					

注意事項
1
2
3

様式第2号

特 定 漁 場 遊 漁 証 認 証

(表)

(裏)

遊漁証認証					
下記のとおり遊漁を承認します。					
記					
遊 漁 者	<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">(住所)</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">(氏名)</td> <td style="text-align: center;">(年齢) 歳</td> </tr> </table>	(住所)		(氏名)	(年齢) 歳
(住所)					
(氏名)	(年齢) 歳				
承認期間					
魚 種					
漁具漁法					
遊 漁 料					
発 行 者					
〇〇漁業協同組合 印					

注意事項
1
2
3

腕 章

漁 場 監 視 員

〇〇漁業協同組合

夢前川漁業協同組合内共第6号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、夢前川漁業協同組合が免許を受けた内共第6号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場区域内で手釣・竿釣の漁具・漁法により遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣・竿釣による遊漁の場合には口頭または、漁具・漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書の提出にて行わなければならない。

3 組合は、第1項の申請があったときは、手釣・竿釣による遊漁の場合には第9条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第5条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納めなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣	1本

(遊漁期間)

第4条 次の表に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月26日から12月21日までの期間内で組合が定めて公表する期間内

2 前項の公表は、組合の掲示板並びに遊漁者の目のつくところに掲示してするものとする。

(遊漁料の額及び納付方法)

第5条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、70歳以上の者（ただし、証明書を携帯している者に限る。）及び小中学校生又は肢体不自由者のときは、表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きにより納付するときは、1日あたり半額を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
		1日	1年
あ ゆ	手釣り・竿釣	2,500円	10,000円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、止む得ない場合は当該遊漁する場所において現場監視員に納付することができる。

納付場所

名 称	所在地	電話番号
山之内観光組合内 夢前川漁業協同組合事務所	姫路市夢前町山之内甲	(0793) 38-0317
山本賢一販売所	姫路市夢前町新庄1237	(0793) 36-0302
磯部商店	姫路市夢前町塩田130-2	(0793) 36-1047
杉山商店	姫路市夢前町置本401	(0793) 35-2190

(遊漁証認証に関する事項)

第6条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。
（遊漁に際し守るべき事項）

第7条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、現場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に関しては、現場監視員の指示に従わなければならない。
3 遊漁者は、遊漁に関しては、相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。
（現場監視員）

第8条 現場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示をおこなうことがある。

2 現場監視員は、別記様式第2号による現場監視員証を携帯し、かつ、現場監視員であることを示す別記様式第3号の腕章をつけるものとする。
（違反者に対する措置）

第9条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁承認証の交付を受けている者は、その有効期間中はこの規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

別記

様式第1号

遊 漁 承 認 証

（表）

（裏）

No. _____

遊漁承認証

住所 _____

氏名 _____ 様 年齢 _____ 才

承認期間 _____

魚 種 _____

漁具・漁法 _____

遊漁区域 _____

遊 漁 料 _____ 円

取 扱 者 _____ 印

No. _____

遊漁承認証

発行者 夢前川漁業協同組合

〈 注 意 事 項 〉

1 _____

2 _____

3 _____

4 _____

様式第2号

漁 場 監 視 員 証

(表)

(裏)

河川漁場監視員之証

氏 名 (年齢 才)

住 所

上記の者は夢前川漁業協同組合の漁場監視員
であることを証明する。

有効期限

年 月 日交付

夢前川漁業協同組合長

様式第3号

腕 章

○	漁場監視員	○
○	夢 前 川 漁 業 協 同 組 合	○

揖保川漁業協同組合内共第7号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は揖保川漁業協同組合が免許を受けた内共第7号第5種共同漁業権に係る漁場(以下単に「漁場」という。)の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物(あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、あまご、いわな、おいかわ、うぐい、わかさぎ、もくずがに、えび類、よしのぼり及びすっぽんを云う。以下同じ。)の採捕(以下「遊漁」という。)についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場区域内で手釣、竿釣の漁具・漁法により遊漁しようとする者はあらかじめ第7条第1項の規定による遊漁料を納付しなければならない。

2 漁場区域内で前項にかかげる漁具・漁法以外の漁具・漁法により、遊漁をしようとする者はあらかじめ遊漁対象水産動物、漁具・漁法、遊漁区域及び期間等を記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は前項の申請があったときは、当該遊漁の承認をすることにより、当該水産動物保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者(第1項の遊漁料を納付したものをいう。以下同じ。)の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合、又は第11条に規定する場合を除き第2項の承認をするものとする。

4 第2項の承認を受けた者は組合に特別遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の特別遊漁料の額は組合が特別遊漁を承認する時に承認の内容に応じて決定する。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣	1人1本まで
たも網漁	1人1たもまで
かご漁	1人1統まで
餌付かご	1人5統まで

2 次にかかげる漁具・漁法を用いて遊漁をしてはならない。

すかけ漁法(通称、チョンガケ、ゾロガケ、又は戦車ビキという。)(あゆのルアー釣りを含む。)

3 次にかかげる漁場区域内において竿釣り漁法以外の漁法によりしてはならない。

	区 域
1	国道原有賀橋上流の橋から上流原大橋までの区域
2	波賀町安積発電所取水口より上流、飯見下片が淵までの区域
3	波賀町「安賀・かしはら井堰」から下流、約1,000mの「今市井堰」までの区域
4	旧一宮町・旧波賀町境(波賀町日見谷の谷川合流点)にある標柱より約1,000m上流の荒神神社下にある標柱までの区域
5	一宮町百千家満、砂出河原井堰から下流、約450mのホケ淵にある標柱までの区域
6	一宮町福野「福野橋」から上流、同町河原田「カラスヤ井堰」までの区域
7	一宮町下三方吉野関西電力曲里発電所取水口より上流大ボキ井堰までの区域
8	一宮町田ノ尻ローリン井堰より上流新湯井堰までの区域
9	山崎町清野橋橋桁の上にある標柱から上流一宮町嶋田にある清野高圧線下にある標柱までの区域
10	一宮町安黒堰堤上流側にある標柱から上流須行名の板橋までの区域
11	一宮町閨賀、やすらぎ小溝の排水口にある標柱から上流一宮町安積パチンコー宮会館上流にある標柱までの区域

12	一宮町西安積、引原川中安積階段下流側にある標柱から上流西安積堰堤までの区域
13	一宮町染河内川下野田三山淵より下流、橋床淵までの区域
14	山崎町与位宮川の合流点の標柱から上流高尾川の合流点にある標柱までの区域
15	山崎町五十波、三津井堰より下流約300mの地点で藤井店の前にある標柱までの区域
16	山崎町さつき大橋の下流約50mから、上流山崎町三津通称アカナメの瀬がかりまでの区域
17	山崎町カラト、アラ湯井堰から下流、宍粟橋までの区域
18	山崎町中広瀬野井堰から下流、山崎大橋上流端までの区域
19	山崎町川戸井堰の下流にある標柱から下流旧戸原橋の標柱までの区域
20	山崎町下比地の香山井堰にある標柱から下流山崎町川戸の樋門までの区域
21	山崎町生谷の生谷温泉裏の井堰から揖保川本流の合流点までの区域
22	新宮町香山笹野井堰（通称藪下）から下流下宇原樋門にある標柱までの区域
23	新宮町下野下野橋より下流約50mの点にある標柱から約200m下流の点にある標柱までの区域
24	新宮町宮裏の碑にある標柱より下流約300mの点にある標柱までの区域
25	龍野町島田排水口にある標柱から下流西側にある高圧線の下の点にある標柱までの区域
26	龍野町祇園橋にある標柱から下流岩浦井堰までの区域
27	龍野町旭橋の橋桁の上から下流龍野橋の橋桁の上までの区域
28	龍野町龍野橋の橋桁の下にある標柱から下流約350mの龍野観光駐車場の前にある標柱までの区域
29	林田町新町井堰下流、林田町下溝井堰までの区域

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁はそれぞれ右欄にかかげる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	5月26日から10月31日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい、ふな、うなぎ、 おいかわ、うぐい、 わかさぎ、えび類、 すっぽん、よしのぼり	1月1日から12月31日まで
溪流魚 あまご、にじます、 いわな	3月1日から9月30日まで
もくずがに	餌付けかご 10月1日から3月31日まで 但し、第3条第3項に定める区域においては、11月1日から3月31日まで

2 ダム湖による遊漁は全魚種とし、期間は1月1日から12月31日とする（引原ダム・安富ダム・草木ダム）。

3 前項の公表は組合の掲示板並びに遊漁者の目につくところに掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表のア欄にかかげる区域内においては、それぞれイ欄に掲げる期間中遊漁をしてはならない。ただし、次の表中8、9の地域においてあゆを除いた魚種を対象とした遊漁を行う場合はこの限りではない。

地域	ア 区 域	イ 期 間
1 新宮	新宮町新宮にある新北村井堰にある標柱から上流約500mにある標柱までの区域	網解禁日から 8月31日まで

2	越部	新宮町井野原にある第2排水樋管にある標柱から下流サッカー競技場南にある標柱までの区域	同 上
3	小玉	佐野川出尻から下流祇園橋にある標柱までの区域	同 上
4	正条	揖保川町新在家宮前にある標柱から下流揖保川大橋の上約200mの点にある標柱までの区域	同 上
5	三方	もみの木標柱から上流の区域	1月1日から 12月31日まで
6	引原	波賀町引原ダムサイドから上流アバー（ごみ除け柵）を設置したところまでの区域	同 上
7	安富	安富町安富ダムから上流の網場地点（ダム軸より上流約200m）から下流減勢工末端地点（ダム軸より下流約101m）までの区域	同 上
8	網干	姫路市余部区と網干区との揖保川両岸における境界見通線から国道250号網干大橋上流端までの区域	10月1日から 11月30日まで
9	余部	姫路市余部区の幡洞川の揖保川との合流点より上流フウセンダムまでの区域	同 上

第6条 漁場区域のうち、次にかかげるア欄の区域でイ欄の期間中は特定漁場（以下「特定漁場」という。）とする。

	ア 区 域	イ 期 間
福知川 特定漁場	一宮町福知川樽垣内橋から上流約500mの点にある標柱まで及び大野倉橋から上流約300mの点にある標柱までの区域	1月1日から 12月31日まで
福知溪谷 特定漁場	一宮町福知川田の小屋谷端より上流約800mの地点にある標柱から町営キャンプ場入口の吊り橋より下流約800mの点にある標柱までの区域	同 上
八丈川 特定漁場	波賀町八丈川小たき堰堤から下流約200mの下小たき堰堤までの区域及び小たき堰堤から上流約200mの土橋までの区域	同 上
鹿伏 特定漁場	波賀町鹿伏くみの里広場対岸バス停から下流国道29号線石亀大橋まで約1,000mの区域	同 上

（遊漁料の額および納付方法）

第7条 第2条第1項にかかげる漁具漁法を用いてする遊漁であって前条の特定漁場以外の区域における遊漁料は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下の児童は無料、肢体不自由者並びに女性については次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第7条第2項のただし書きに規定する方法により納付するときは入漁料（日券）の2分の1を加算した額とする。また、魚種あゆ、溪流魚（あまご、にじます、いわな）の両年券を同年に購入した者は、両年券購入合計額の1割引とする。

(i)

魚 種	漁具・漁法	遊漁料	備 考
あゆ	とも釣	1日 3,300円 1年 13,000円	
溪流魚 （あまご、にじます、いわな）	手釣・竿釣 （ルアー、フライを含む。）	1日 2,500円 1年 7,000円	
ハエ類 （こい、ふな、うぐい、おいかわ、よしのぼり、すっぽん、わかさぎ、てながえび）	竿釣 （よしのぼりはかご漁）	1日 700円 1年 2,500円	すっぽん漁は竿釣りに限る。

うなぎ	手釣・竿釣	1年 1,000円	
もくずがに	餌付かご	1漁期1かご 1,200円	1人5かごまで
えび類 (すじえび、ぬまえび、てながえび)	たも網漁	1日 3,000円	

(2) ダムにおける遊漁は次表のとおりとする。

魚 種	区 域	漁 具	遊漁料
鮎を除く魚種 あまご、いわな、にじま す、こい	引原ダム 安富ダム 草木ダム	竿釣 (ルアー、フライを含む。)	年券 5,000円 日券 2,000円

- 2 遊漁料の納付は別記にかかげる場所においてしなければならない。ただし止むを得ない場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。
- 3 6条に規定する特定漁場の遊漁料は次表の通りとする。

特定漁場名	漁具・漁法	遊漁料
福知川特定漁場	竿釣 (1人竿1本に限る。)	1日 2,500円
		半日 1,250円
福知溪谷特定漁場	竿釣 (1人竿1本に限る。)	1日 3,500円
		半日 2,500円
八丈川特定漁場	竿釣 (1人竿1本に限る。)	1日 3,000円
		半日 2,000円
鹿伏特定漁場	竿釣 (1人竿1本に限る。)	1日 3,500円
		半日 2,500円

4 前項の遊漁料の納付はそれぞれ次にかかげる場所においてしなければならない。

特定漁場名	納付場所	
福知川特定漁場	一宮町福知	福知川マス釣場食堂内
福知溪谷特定漁場	一宮町福知	福知溪谷マス釣場食堂内
八丈川特定漁場	波賀町原	マス釣場食堂内
鹿伏特定漁場	波賀町鹿伏字奥山175—10番地先	

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは別記様式第1号の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は遊漁する場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときはこれを掲示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員はこの規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する別記様式第3号の腕章をつけるものとする。

(違反者に対する処置)

第11条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

- 1 この規則は平成25年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁承認証の交付を受けている者はその有効期間中はこの規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

別記

番 号	氏 名	住 所
1	渡 辺 武 司	宍粟市波賀町原
2	(有) 山水	宍粟市波賀町
3	高路釣具店	宍粟市一宮町東市場
4	小国釣具店	宍粟市一宮町安積
5	リスボン	宍粟市一宮町安積
6	寿一	宍粟市一宮町杉田
7	山陰おとり	宍粟市山崎町五十波
8	カマタ釣具おとり店	宍粟市山崎町三津
9	カラト鮎おとり	宍粟市山崎町今宿
10	高井釣具店	宍粟市山崎町山田
11	和田釣具店	宍粟市山崎町福原町
12	正起	宍粟市山崎町御名
13	かしま釣具(森岡克己)	たつの市新宮町香島
14	魚芳旅館	たつの市新宮町新宮
15	志んぐ荘	たつの市新宮町新宮
16	木村おとり	たつの市新宮町鶯崎
17	沖釣具店	たつの市龍野町水神町
18	エビ理容	たつの市龍野町富永59
19	カンパイ商会	姫路市飾磨区三宅2丁目23
20	つりぐ山陽	加古川市平岡町新在家893-1
21	リシエス	宍粟市波賀町小野309
22	薄木オトリ	宍粟市一宮町百千家満
23	前 田 竹 雄	宍粟市一宮町生栖31-4
24	小林おとり店	宍粟市山崎町杉ヶ瀬229-5
25	フィッシングフィールドもり	鳥取市大工町頭二
26	フィッシュオン三木店	三木市大村613-1
27	つりキチ	神戸市兵庫区羽板通3丁目3-4
28	波賀メイプル公社	宍粟市波賀町安賀8-1
29	フライショップユーズリバー	神戸市中央区北長狭通7-3
30	(有) 大古瀬釣具センター	加西市北条町東南101-5
31	長 田 章 夫	宍粟市一宮町三方町205-8
32	粕 谷 勝 治	宍粟市一宮町三方町71

33	みきつりぐ	姫路市網干区興浜1364—3
34	那波釣具	姫路市網干区興浜173—3
35	蕾	山崎町木の谷 6
36	かわおと	山崎町川戸785—1
37	事務所	宍粟市山崎町五十波1013

様式第1号

(表)

(裏)

遊漁承認証

下記の通り遊漁を承認する

(住所) _____

(氏名) _____ (年齢) _____

承認期間 _____

魚 種 _____

漁具漁法 _____

遊漁区域 _____

遊漁料 _____

発行者 _____

漁業協同組合 印

注意事項

1 _____

2 _____

3 _____

様式第2号

様式第3号

遊漁監視員証

(表)

(裏)

<p>氏名 _____ (年齢) _____</p> <p>住所 _____</p> <p>有効期間 _____</p> <p>発行者 _____</p> <p style="text-align: center;">〇〇漁業協同組合 印</p>	<p>注意事項</p> <p>1 _____</p> <p>2 _____</p> <p>3 _____</p>
---	--



千種川漁業協同組合
内共第8号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、千種川漁業協同組合が免許を受けた内共第8号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、あまご、おいかわ、うぐい、わかさぎ、ぬまえび、すじえび、てながえび及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は予め組合に申請してその承認を受けなければならない。

- 2 前項の規定による申請は手釣、竿釣による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出しなければならない。
- 3 組合は第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き第1項の承認を行うものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁 具 、 漁 法	規 模
手 釣 、 竿 釣	1 本

- 2 千種川において、次条第1項の規定によるあゆについての公表の日から8月1日の間は手釣又は竿釣によってする場合を除きあゆの遊漁をしてはならない。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定め公表する期間内
あ ま ご	3月1日から9月30日までの期間内で組合が定め公表する期間内
う な ぎ こ い ふ な おいかわ う ぐ い ぬまえび すじえび てながえび	1月1日から12月31日まで
もくずがに	9月20日から翌年2月末日まで
わかさぎ	12月1日から翌年2月末日までの期間内で組合が定め公表する期間内

- 2 前項の公表については組合の掲示板に掲示する。

(禁止区域)

第5条 前項の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においてはそれぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間

千種町西河内地内大橋（旧）上側から下流約1,000mの地点にある標識（右、左岸）を結ぶ線の区域	1月1日から 12月31日まで
高雄橋（周世橋）下より下流約800m（突き当たり）の標識から赤穂市坂越（潮止井堰）下流500mまでの区域	10月1日から 11月30日まで
安室ダム 安室ダムサイトから上流の網場地点（ダム軸より上流約100m）及び下流の減勢工末端地点（ダム軸より下流約75m）までの区域	1月1日から 12月31日まで
長谷ダム 長谷ダムサイトから上流の網場地点（ダム軸より上流約60m）及び下流の減勢工末端地点（ダム軸より下流約41m）までの区域	1月1日から 12月31日まで

（全長制限）

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種についてはそれぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	全長15 c m以下
う な ぎ	全長20 c m以下
あ ま ご	全長12 c m以下

（特定漁場）

第7条 漁場区域のうち次に掲げる左欄の区域は右欄の期間中は特定漁場（以下「特定漁場」という。）とする。

漁 場 名	区 域	期 間
三 室 （あまご）	河内川真所橋から下流大外地橋下流堰堤まで L=910m	（あまご）3月1日から 9月30日まで

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 遊漁料の額は次の通りとする。ただし、第1号の場合において遊漁料が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは第2号に掲げる額とし、第4号ただし書きにより納付するときは1,000円を加算した額とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	種別	漁具、漁法	遊 漁 料	
			年 券	日 券
全 魚 種	1級	手釣、竿釣	13,000円	3,000円
あゆを除く全魚種	2級	〃	6,000円	2,000円
おいかわ、うぐい てながえび	3級	〃	2,000円	500円
わ か さ ぎ	—	〃	—	1,000円

(2) 小中学校生徒又は女子及び肢体不自由者の遊漁の場合

遊漁料	種別	老人・女子	身障者・中学生	小学生
	(管内)	1級	7,000円	7,000円
2級		3,000円	3,000円	無 料
3級		無 料	無 料	無 料

(注) 管内とは、次の市町をいう。

赤穂市、相生市、上郡町、佐用町、宍粟市千種町、山崎町の一部

遊漁料	種別	老人・女子	身障者・中学生	小学生	
	(管外)	1級	7,000円	7,000円	7,000円
		2級	3,000円	3,000円	3,000円
3級		1,000円	1,000円	無 料	

(3) 第7条に規定する特定漁場の遊漁料は次表の通りとする。

特 定 漁 場 名	漁 具 、 漁 法	遊 漁 料
三 室	竿 釣	3,000円

(4) 遊漁料の納付は別表2に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該漁業をする場所において漁場監視員に納付することができる。

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち他の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、千種川水系全域で川底を攪拌してはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを示す腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は遊漁者がこの規則に違反したときは直ちにその者の遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することができる。この場合遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁証の交付を受けている者は、その有効期間中は、この規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

別記

様式第1号

遊 漁 証

(表)

(裏)

写 真	No. 千種川 級			取扱印
	遊 漁 証			
有効 期間	自 至	平成 年 月 日 平成 年 月 日		
魚種に適用 遊漁料 円 竿(手)釣りに限る。但、素掛は禁ずる。(有効期間内)(内税)				
平成年 月 日発行				
(住所)				
氏 名				
明・大・昭 年 月 日生				
共同漁業権免許内共8号 千種川漁業協同組合 印				

一、発行日、住所、氏名、生年月日、取扱所印の無いものは無効となり、この証を没収のうえ、一日の遊漁料に、一、〇〇〇円を加算した額を徴収されます。

二、この証は漁業法百二十七条の規定による千種川に於ける第五種共同漁業権内の漁場に於いて正組合員以外の方の遊漁を承認する証であります。

三、この証は記名本人限りであり名義人以外の使用の場合は没収され一日の遊漁料に一、〇〇〇円を加算した額を徴収されます。

四、この証は入漁の場合携行し、入漁中漁業監視員より掲示を求められたときはこれに応じて下さい。

五、この証は紛失された場合は再発行は致しません。

様式第2号

監 視 員 証

No. _____	
<u>漁場監視員証</u>	
下記の者は当組合の漁場監視員	
であることを証明する	
住所	
氏名	
有効期間	平成 年 月 日～平成 年 月 日
発行者	千種川漁業協同組合

別表1

漁業区分

イ 禁漁区
(1) 千種町西河内地内大橋(旧)側から下流1,000mの地点にある標識右、左岸を結ぶ線までは年中(1月1日から12月31日まで)禁漁区とし、すべての魚種の捕獲を禁ず。
(2) 高雄橋(周世橋)下より下流約800m(突き当たり)の標識から赤穂市坂越(潮止井堰)下流500mの間は毎年10月1日から11月30日迄は産卵場所とし禁漁区とする。この間すべての魚種の捕獲を禁ず。
(3) 安室ダム 安室ダムサイトから上流の網場地点(ダム軸より上流約100m)及び下流の減勢工末端地点(ダム軸より下流約75m)までの区域。(1月1日から12月31日まで)
(4) 長谷ダム 長谷ダムサイトから上流の網場地点(ダム軸より上流約60m)及び下流の減勢工末端地点(ダム軸より下流約41m)までの区域。(1月1日から12月31日まで)
ロ 特別保護区
(1) 上郡大橋下流約300mにある標識(右、左岸)を結ぶ線から上流隈見橋までは特別保護区とし、年中(1月1日から12月31日まで)すべての網漁法(含む鮎狩り、つかみ取り)を禁ずる。
ハ 鮎保護区(4月1日から9月30日まではつかみ取り漁を除くすべての網漁を禁ずる。)
1 中山高圧線の上流の瀬肩の標識より下流の瀬肩の標識まで……………約800m(有年)
2 高田川出合の標識より下流の国道2号有年橋の標識まで……………約1,600m(有年高田)
3 大持井堰上側から下流隈見橋上側まで……………約1,600m(上郡)
4 赤松橋下流の苔縄井堰から金華岩の標識まで……………2,500m(赤松)
5 平谷橋上流の井堰より下流の標識のある井堰まで……………1,800m(久崎)
6 志文川の出合いの門脇井堰から下流の石井井堰の標識まで……………1,100m(中安)
7 光田橋上流の下徳久井堰より下流の大田井橋の標識……………1,100m(徳久)
8 小松原井堰から下流の下流域戸橋まで……………1,400m(三河)
9 ひまわり館裏の井堰から下流域戸橋まで……………1,500m(三河)
10 室橋より下流七野喫茶店の下流50m井堰まで……………1,400m(千種)
11 平福金倉浜井堰から延吉堺井堰まで……………1,200m(佐用)

別表2

入漁券販売所

支 部	氏 名	名 称	住 所	電 話
上郡支部	藤井 啓子	藤井釣具	赤穂郡上郡町栄町1680—9	(0791) 52—2460
	宮脇 力	三木屋	” ” 上郡112—5	(0791) 52—0353
久崎支部	古渕 逸郎	古渕商店	佐用郡佐用町円光寺719—1	(0790) 88—0043
上月支部	湯浅かつ子	湯浅商店	” ” 上月579—2	(0790) 86—0415

佐用支部	千種 二裕	千種商店	〃 〃 佐用3018—6	(0790) 82—2305
	樫本 誠一	佐用ホンダ	〃 〃 横坂8	(0790) 82—2251
中安支部	三木 利行	三木商店	〃 〃 中島1032	(0790) 78—0828
徳久支部	船引 一夫	民宿若鮎荘	〃 〃 下徳久1034	(0790) 78—0048
三河支部	阿曾 秀和		〃 〃 西下野966	(0790) 77—0319
	美崎 義則		〃 〃 中三河131	(0790) 77—0816
	井上 博行	喫茶天狗	〃 〃 河崎628	(0790) 77—0114
千種支部	春名 景之	喫茶七野	宍粟市千種町七野26	(0790) 76—3362
	千種観光	道の駅ちくさ	〃 〃 下河内745—5	(0790) 76—3636
	林 秋津	三室溪流荘	〃 〃 河内821—1	(0790) 76—2082
山 崎	高井 国義	高井釣具店	宍粟郡山崎町山田179—2	(0790) 62—2334
	堀 美千穂	和田釣具	〃 〃 山崎218	(0790) 62—1155
	金礪 光貞	つりキチ	〃 〃 羽坂通3丁目3	(078) 578—1091
加古川	薄雲 律雄	つりぐ山陽	加古川市平岡町新在家893—1	(0794) 26—9654
姫 路		フィッシングカンパイ	姫路市飾磨区三宅2丁目23	(0792) 35—0463
		〃 揖保川店	たつの市揖保川町山津屋25	(0791) 72—7463
岡 山	安田 明德	やすだ釣具	岡山市下伊福上町16—4	(086) 255—0005

竹田川漁業協同組合内共第9号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、竹田川漁業協同組合が免許を受けた内共第9号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、こい及びふなをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

- 第2条 漁場区域内で遊漁しようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。
- 2 前項の規定による申請は、第3条に規定する漁具・漁法による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動植物、漁具・漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書の提出にて行わなければならない。
- 3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣・竿釣による遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。
- 4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納めなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣	あゆを対象とする遊漁のみ1人1本に限る。
刺網	1人2統に限る。
投網	1人1統に限る。

2 次に掲げる漁場の区域内においては、手釣・竿釣以外の漁法により遊漁をしてはならない。

	区 域
1	J R丹波竹田駅裏井堰から安下橋の区域
2	久良部橋下井堰から吉見浄化センター裏井堰の区域
3	春日町桜橋から馬橋の区域

3 第6条に規定する大杉ダム特定漁場においては、竿釣り以外の漁法により遊漁をしてはならない。
(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あ ゆ	手釣・竿釣 5月26日から9月30日までの期間内で、組合が公表する期間内 刺網・投網 7月15日から9月30日まで
こ い ふ な	手釣・竿釣 1月1日から12月31日まで 刺網・投網 1月1日から4月30日まで及び7月15日から12月31日まで

2 前項の公表は、丹波新聞に掲載又は一般遊漁者の目のつくところに掲示してするものとする。
(全長制限)

第5条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こ い	全長15cm以下

(特定漁場)

第6条 漁場区域のうち、次に掲げるア欄の区域はイ欄の期間中は特定漁場（以下「特定漁場」という。）とす

る。

	ア 区 域	イ 期 間
大杉ダム特定漁場	大杉ダムにより拡張された水面	1月1日から 12月31日まで

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 第2条第1項に掲げる漁具・漁法を用いてする遊漁であって、前条の特定漁場以外の区域における遊漁料の額は、次表のとおりとする。ただし、遊漁者が中学生以下のときは無料、肢体不自由者のときは次表に掲げる額の2分の1に相当する額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料
全 魚 種	手釣・竿釣	1年 2,000円
	全 漁 法	1年 3,500円

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣・竿釣による遊漁の場合には、当該遊漁する場所において漁場監視員に納付することができる。

納 付 場 所	
名 称	所 在 地
竹田川漁業協同組合	丹波市市島町上田448番地1 (丹波市役所市島支所内)
丹波市役所農林振興課	丹波市春日町黒井2005番地
大 井 晃 三	丹波市市島町喜多148番地
吉 見 和 博	丹波市市島町勅使1029番地5
高 見 由 行	丹波市市島町699番地
片 瀬 昌 治	丹波市市島町上竹田1910番地1

3 前条に規定する特定漁場における遊漁料の額は、次表のとおりとする。

特定漁場名	漁具・漁法	遊 漁 法
大杉ダム特定漁場	竿釣 (1人1本に限る。)	1日 800円
		1年 4,000円

4 前項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

納 付 場 所 (年 券)	
竹田川漁業協同組合	丹波市市島上田448番地1 (丹波市役所市島支所内)
丹波市役所農林振興課	丹波市春日町黒井2005番地
大 井 晃 三	丹波市市島町喜多148番地
吉 見 和 博	丹波市市島町勅使1029番地5
高 見 由 行	丹波市市島町中竹田699番地
片 瀬 昌 治	丹波市市島町上竹田1910番地1
納 付 場 所 (日 券)	
大杉ダム自然公園	丹波市市島町徳尾2162番地2

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、現場監視員の要求があったときには、これを掲示しなければならない。

- 2 遊漁者は、遊漁に際しては、現場監視員の指示に従わなければならない。
- 3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。
- 4 遊漁者は、次に掲げる区域内における川底を攪拌してはならない。

竹田川渡所橋から下流上垣橋までの間
(現場監視員)

第10条 現場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示をおこなうことがある。

- 2 現場監視員は、別記様式第2号による現場監視員証を携帯し、かつ、現場監視員であることを示す別記様式第3号の腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者がすでに納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

- 1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。
- 2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁承認証の交付を受けている者は、その有効期間中はこの規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

別記

様式1号

遊 漁 承 認 証

(I) 年券

(表)

No. 資 格 _____ 等 平成 _____ 年度 遊漁承認証 竹田川漁業協同組合 印	平成 年 月 日までとする。	有 効 期 間	氏 名 住 所	平成 交 付 者 年 月 日 交 付	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td style="width: 15%;"></td> <td rowspan="4" style="text-align: center; vertical-align: middle;">遊 漁 料</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>等 級</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>魚 族</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>漁 具 漁 法</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td></td> <td>金 額</td> <td></td> </tr> </table>								遊 漁 料							等 級							魚 族							漁 具 漁 法							金 額	
							遊 漁 料																																			
						等 級																																				
						魚 族																																				
						漁 具 漁 法																																				
						金 額																																				

(裏)

	注 意 事 項
--	---------

(2) 大杉ダム日券

(表)

(裏)

No. 資 格 <u>大杉ダム日券</u> <u>平成</u> 年度 遊漁承認証 竹田川漁業協同組合 印	平成 年 月 日 有効期間 日までとする。	氏 名	住 所

注 意 事 項

様式第2号

漁 場 監 視 員 証

(表)

(裏)

No. _____		
漁場監視員証 下記の者は当組合員の漁場監視員であることを証明する。		
<table border="1" style="width: 100%;"> <tr> <td>氏名</td> </tr> <tr> <td>住所</td> </tr> </table>	氏名	住所
氏名		
住所		
有効期間		
発行者 竹田川漁業協同組合 印		

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 本証は、漁場監視の際は必ず携行すること。 2. 本証を他人に貸与することはできない。 3. 本証の番号及び発行印のないものは無効とし、また有効期間の過ぎたものは、その効力を失う。 4. 漁場監視員は、みだりに遊漁者を問し、遊漁を妨害するような行為をしてはいけない。 5. その他組合の指示に従うこと。

様式第3号

腕 章

○	漁場監視員 竹 田 川 漁 業 協 同 組 合	○
○		○

円山川漁業協同組合内共第10号
第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、円山川漁業協同組合が免許を受けた内共第10号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権対象となっている水産動物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、やまめ、さくらます、あまご、おいかわ、うぐい、ひがい、もくずがに、まはぜ、手長エビ及び沼エビをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁料の納付義務等)

第2条 漁場区域内で手釣・竿釣の漁具・漁法により遊漁しようとする者は、あらかじめ、第7条第1項の遊漁料を納付しなければならない。

2 漁場区域内で前項にかかげる以外の漁具・漁法により遊漁しようとする者は漁具・漁法、遊漁区域及び期間等記載した遊漁承認申請書を提出して組合の承認を受けなければならない。

3 組合は、前項の申請があったときは、当該遊漁の承認をすることにより当該水産動物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の遊漁料を納付した者をいう。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められた場合、又は第11条に規定する場合を除き、第2項の承認をするものとする。

4 第2項の承認を受けた者は、組合に特別遊漁料を納付しなければならない。

5 前項の特別遊漁料の額は、組合が遊漁を承認するときに、承認の内容に応じて決定する。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表のア欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれイ欄に掲げる規模の範囲でなければならない。

ア 漁具・漁法	イ 規 模
竿釣	2本以下
手釣	〃
カニもんどり	3ヶ以下

2 次に掲げる漁業区域及びその期間内においては、毛鉤釣（ドブ釣）のみとする。

地 区	区 域	期 間
豊 岡	豊岡市中ノ郷字石ノ和田地先の標識から下流350m（標識までの区域）	6月1日より 6月30日まで

3 次に掲げる漁業区域及びその期間内においては、毛鉤釣（ドブ釣）及び友がけ漁法のみとする。

地 区	区 域	期 間
朝 来	朝来市立野地先長屋井堰より下流同市石田地先大井井堰まで(2,700mの区間)	6月1日より 9月30日まで
関 宮	養父市足坂地先足坂橋より下流同市関宮637番地地先相地橋までの3,600mの区間	6月1日より 9月30日まで
養 父	養父市十二所地先上野・前田統合井堰より下流同市小城地先唐木・岩尾統合井堰までの2,000mの区間	6月1日より 9月30日正午まで
日 高	豊岡市日高町土居地先土居井堰上流端から下流130mの地点より下流水防倉庫迄約450mの区域及び上郷橋より下流180mの区域	6月1日より 9月30日まで
出 石	豊岡市出石町百合地地先弘原井堰より下流同市出石町小人谷山川トンネル放水路までの1,100mの区間	6月1日より 9月30日まで
但 東	豊岡市但東町矢根地先矢根大井堰より下流同市但東町野尻橋までの2,100mの区間	6月1日より 9月30日まで

和 田 山	朝来市和田山町寺谷地先寺谷井堰より下流同市和田山町高田地先大塚井堰までの5,000mの区間	6月1日より 9月30日まで
大 屋	養父市大屋町中間字向井田100番地地先山井田井堰より下流同市大屋町夏梅字田和前361番地地先飛岩井堰までの7,000mの区間	6月1日より 9月30日まで
八 鹿	養父市八鹿町国木地先ヤツベ井堰より下流同市八鹿町八鹿地先JR山陰線八木川鉄橋までの3,800mの区間	6月1日より 9月30日まで
日 高	豊岡市日高町赤崎地先多目的グラウンド場階段上流部から対岸養父市八鹿町宿南地先三谷谷川合流点上流部を見通した線より下流豊岡市日高町赤崎地先赤崎橋下流300m浅倉カナツルベまでの1,700mの区間	6月1日より 9月30日まで

4 次に掲げる漁場区域及びその期間内においては、竿釣漁法のみとする。

地 区	区 域	期 間
養 父	養父市猿岩地先猿岩井堰から、上流300mの地点に設置した標識までの区域	1月1日より 12月31日まで
円山川 下 流	朝来市和田山町和田山地先寺谷井堰から、下流の円山川本流の区域ただし、同表の養父地区を除く。	5月26日より 5月31日まで
円山川 上 流	朝来市和田山町和田山地先寺谷井堰から、上流の円山川本流の区域	5月26日より 7月14日まで
円山川 支 流	円山川水系の支流全区域 ただし、特定漁場の区域を除く。	5月26日より 7月14日まで
豊 岡 城 崎	豊岡市塩津地先円山大橋より下流円山本流の全域張網（地びき網を含む。）のみ禁止	1月1日より 12月31日まで

5 第2項、第3項及び第4項に規定するものの外緊急に必要なときは、臨時の期間の変更を組合掲示板に掲示する。

(遊漁期間)

第4条 次の表のア欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれイ欄に掲げる期間内でなければならない。

ア 魚 種	イ 期 間
あ ゆ	5月26日から12月31日までの期間内で組合が定めて公示する日から12月31日まで
や ま め・さくらます・あ ま ご	3月1日から9月30日まで
こい・ふな・うなぎ・にじます・おいかわ・うぐい・ひがい・もくずがに・まはぜ・手長エビ・沼エビ	1月1日から12月31日まで

2 前項の公表は、組合の掲示板並びに遊漁者の目につくところに掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定にかかわらず次の表のア欄に掲げる区域においては、それぞれイ欄の期間中は、遊漁してはならない。

地 区	ア 区 域	イ 期 間
大 屋	養父市大屋町大杉字石地地先加保井堰より下流100mの区域	5月1日より 5月31日まで
大 屋	養父市大屋町蔵垣字中ナワテ地先蔵垣井堰より下流100mの区域	同 上

八 鹿	養父市八鹿町八鹿駅裏地先小田井堰を中心とする上流10m下流50mまでの区域	5月1日より 6月30日まで
日 高	豊岡市日高町土居地先土居井堰を中心とする上流10m下流130mまでの区域	同 上
日 高 豊 岡	豊岡市日高町府市場式内伊智神社地先の標識から下流豊岡市佐野八代川樋門まで約4.1kmの区域（円山川本流）	9月22日午後6時より 10月22日午前7時まで
日 高 豊 岡	豊岡市日高町と豊岡市中筋土渕との両岸における境界見通線から下流八代川樋門（豊岡市佐野）中央から正東までの区域	10月1日より 11月30日まで
但 東	新宮谷川沿岸の新宮神社（豊岡市但東町中）鳥居中央から正南の線及び小坂川草谷橋（同市但東町）上流橋から下流両河川合流点下流の小坂川堰堤（通称中堰堤）（同市但東町下中）上流端までの区域	1月1日から 12月31日まで

2 前項に規定するものの他、組合が水産動植物繁殖保護又は、漁場調整上必要と認めた場合は、臨時禁漁区を設定し組合掲示板に掲示する。

（特定漁場）

第6条 漁場区域のうち次に掲げるア欄の区域でイ欄の期間中は特定漁場（以下「特定漁場」という。）

漁 場 名	ア 区 域	イ 期 間
福定（にじます、ヤマメ、アマゴ）特定漁場	養父市福定字大谷口809番地の1（氷ノ山国際スキー場、新登山ペアーリフト駐車場）より上流同市布滝までの八木川区域	1月1日から 12月31日まで
十戸（にじます）特定漁場	豊岡市日高町字石井地先関西電力（株）石井発電所放水口より下流同市日高町字荒川地先荒川の滝までの稲葉川本流区域	1月1日から 12月31日まで

（遊漁料の額及び納付方法）

第7条 第2条第1項に掲げる漁具・漁法を用いてする遊漁であって、前条の特定漁場以外の区域における遊漁料は次表のとおりとする。但し、遊漁者が小学生以下の児童は無料、中学生及び肢体不自由者のときは、次表に掲げる額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書に規定する方法により納付するときは、1日遊漁料の2分の1の額を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
免許全魚種	手釣・竿釣 (カニもんどり 3ヶ以内)	1日	3,500円
		1年（3月1日から2月末日まで）	16,000円
鮎を除く 免許全魚種	手釣・竿釣 (カニもんどり 3ヶ以内)	1日	3,500円
		1年（3月1日から2月末日まで）	12,000円
ふな・おいかわ (こい・ふな・うなぎ・に じます・おいかわ・うぐ い・ひがい・もくずがに・ まはぜ・手長エビ・沼エビ)	手釣・竿釣	1日	1,000円
		1年（3月1日から2月末日まで）	5,000円

2 遊漁料の納付は、別表に掲げる場所においてしなければならない。但し、やむを得ない場合は当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付するものとする。

3 第6条に規定する特定漁場の遊漁料は次のとおりとする。但し、未就学幼児は無料とする。

特 定 漁 場 名	漁具・漁法	遊 漁 料
福定（にじます・やまめ・あまご）特定漁場	竿釣 (竿の本数は1人に1本とし餌釣とする。)	1日
		大人 1,500円
		小中学生 600円
		半日（午後のみ）
十戸（にじます）特定漁場	竿釣 (竿の本数は1人に1本とし餌釣とする。)	1日
		大人 3,500円
		小中学生 800円
		半日（午後のみ）
		大人 3,000円
		小中学生 500円

4 前項の遊漁料の納付は、それぞれ次に掲げる場所においてしなければならない。

特 定 漁 場 名	納 付 場 所
福定（にじます）特定漁場	養父市福定 西村春夫宅 円山川漁業協同組合 福定事業所
十戸（にじます）特定漁場	豊岡市日高町十戸 橋本勝徳宅 円山川漁業協同組合 十戸事業所

（遊漁に際し守るべき事項）

第8条 組合は、第2条第1項の遊漁料の納付を受けたときは、別記様式第1号の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとし、第6条に規定する特定漁場にあつては別記様式第2号の遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

（遊漁に際し守るべき事項）

第9条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があつたときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

（漁場監視員）

第10条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

2 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ漁場監視員であることを表示する別記様式第4号の腕章をつけるものとする。

（違反者に対する措置）

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が、納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁証の交付を受けている者は、その有効期間中は、この規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

別記

様式第1号

（表）

（裏）

No. 遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊漁者	(住所)	
	(氏名)	(年令)

承認期間
魚種
漁具漁法
遊漁区域
遊漁料
発行者

円山川漁業協同組合 印

注意事項

1

2

3

様式第2号

〇〇特定漁場遊漁承認証

(表)

(裏)

No. 遊漁承認証

下記のとおり遊漁を承認します。

記

遊漁者	(住所)	
	(氏名)	(年令)

承認期間
魚種
漁具漁法
遊漁区域
遊漁料
発行者

円山川漁業協同組合 印

注意事項

1

2

3

様式第3号

漁場監視員証

(表)

(裏)

この者は、当組合の漁場監視員
であることを証明する。

有効期間
平成 年 月 日から
平成 年 月 日まで

円山川漁業協同組合
組合長理事 印

No. _____

写 真 契
貼 印
付

氏 名 (年令)
住 所

様式第4号

腕 章

監 視 員
: 円山川漁業協同組合 :
第 号

別表 (第7条)

遊漁料の納付場所

名 称	所 在 地
円山川漁業協同組合事務所	豊岡市出石町宮内153-3
” 生野・朝来地区	朝来市生野町 朝来市役所生野庁舎
” ”	朝来市羽瀨 北垣利晃宅
” 山東・和田山地区	朝来市山東町 朝来市役所山東庁舎
” ”	朝来市和田山町 朝来市企画部和田山地域振興課
” 養父地区	養父市養父市場459 児島一志宅
” 関宮地区	養父市関宮906 岡田敏一宅
” 八鹿地区	養父市八鹿町高柳5-2 浜達人宅
” 日高地区	豊岡市日高町浅倉592 秋山孝太郎宅
” 但東地区	豊岡市但東町出合 たじま農協但東支所内
” 出石地区	豊岡市出石町 たじま農協出石支店内
” 中筋地区	豊岡市木内 たじま農協豊岡南支店内
” 豊岡地区	豊岡市立野町 たじま農協本店内
” 城崎地区	豊岡市城崎町湯島882-2 堀田晃一郎宅
大 谷 佳 一	朝来市新井712-14
掃 部 義 弘	朝来市山東町末歳612-1

谷村修身	朝来市和田山町柳原504
日下部釣具店	朝来市和田山町寺谷331
(有)みずばしょう 中尾廣明	養父市大屋町加保1303—1
大屋振興公社	養父市大屋町加保582
井上秀夫	養父市吉井1681
三島商店	養父市出合414
西谷久司	養父市別宮449
太田垣忠雄	養父市中瀬1358
児島一志	養父市養父市場459
正垣電気	養父市十二所25
川本一視	養父市上野194—4
町田基晴	養父市八鹿町下網場268—9
西田幸三	養父市八鹿町石原135—3
田結庄漁具店	豊岡市日高町府市場467—1
岡本康夫	豊岡市日高町夏栗768
平井食品店	豊岡市日高町岩中74—5
神鍋観光協会	豊岡市日高町栗栖野59—13
牧野好幸	豊岡市出石町鍛冶屋166
湯村隆志	豊岡市出石町福住423—5
牧井英幸	豊岡市但東町出合市場149
森友敏裕	豊岡市但東町出合市場477
竹村子匡	豊岡市引野149
山下釣具店	豊岡市千代田町9—7
松田釣具店	豊岡市福田1301
三谷壽洋	豊岡市庄435
フィッシュオン豊岡店	豊岡市船町333—1
フィッシングパイレーツ	豊岡市昭和町7—48
田中晃	豊岡市城崎町来日744
高井釣具店	宍粟市山崎町山田
小国釣具	宍粟市一宮町安積1333—9

竹野川漁業協同組合内共第11号第五種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、この組合の有する内共第11号第五種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動物（あゆ、ふな、うなぎ、にじます、やまめ、あまご、おいかわ、うぐい及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場区域内において遊漁をしようとする者は、あらかじめ組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、かにカゴによる遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具・漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁申請書を提出しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣、かにカゴによる遊漁の場合には第11条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動物の繁殖保護、組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行なう水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第11条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣、竿釣	1本に限る。
かにカゴ	5個まで

2 次に掲げる漁法は、これをしてはならない。

- (1) すかけ漁（通称チョンガケ、ゾロガケ又は戦車引きという。）
- (2) やす突き漁
- (3) 網漁
- (4) もんどり漁
- (5) かにサガリ漁
- (6) 夜間行なう火ぶり漁

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から12月31日までの期間で、組合が定めて公表する期間
やまめ	3月1日から9月30日まで
あまご	3月1日から9月30日まで
ふな、うなぎ、にじます、おいかわ、うぐい	1月1日から12月31日まで
もくずがに	7月1日から11月30日まで

2 前項の公表は、この組合の掲示板及び一般大衆の最も見やすいところに掲示してするものとする。

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の(ア)欄の魚種は、(イ)欄の区域内においては、それぞれ(ウ)欄に掲げる期間中は遊漁してはならない。

(ア) 魚 種	(イ) 区 域	(ウ) 期 間
落 あ ゆ	竹野川うの松井堰から松本（釜石）の区域	10月1日から11月30日まで

うぐい	竹野川鬼神谷井堰から上流100mまでの区域	4月1日から4月30日まで
おいかわ	竹野川林三谷端から板の谷端までの区域	5月1日から7月31日まで

(全長の制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種は、それぞれ右欄の大きさのものを採捕してはならない。

魚 種	大 き さ
うなぎ	全 長 20 c m以下
にじます	〃 10 c m以下
やまめ	〃 12 c m以下
あまご	〃 12 c m以下
もくずがに	甲 幅 5 c m以下

(遊漁料の額及び納付方法)

第7条 遊漁料の額は次のとおりとする。ただし、第1号において遊漁者が未就学の幼児又は小学生は無料、中学生又は肢体不自由者のときは同号に掲げる額の2分の1に相当する額とし、第2号においては個数1個までを減免の対象とする。

(1) 手釣、竿釣による遊漁の場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
あゆ、うなぎ	手釣、竿釣	1日 3,000円	1年 8,000円
やまめ、あまご	〃	1日 2,000円	
その他の魚種	〃	1日 1,000円	1年 3,000円

(2) かにカゴによる場合

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
もくずがに	かにカゴ	1年 8,000円	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、当該遊漁をする場所において漁場監視員に納付することができる。

名 称	住 所
元庄屋釣具店	豊岡市竹野町竹野29-1
ドライブイン山里	豊岡市竹野町森本459-2
山下釣具店	豊岡市千代田区9-7
松田釣具店	豊岡市福田1301
釣具141店	豊岡市中陰642-1
フィッシュオン豊岡店	豊岡市船町333-1

(遊漁承認証に関する事項)

第8条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第9条 遊漁者は、遊漁をする場合には遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては相互に適当な距離を保ち、漁業者及び他の遊漁者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第10条 漁場監視員は、遊漁者に対し、この規則の遵守に関して必要な指示を行なうことができる。

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示する腕章をつけるものとする。

(違反者に対する措置)

第11条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちに遊漁の中止を命じ、以後のその者の遊漁を拒否することができる。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払戻しは行わないものとする。

附 則

1 この規則は平成25年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に旧遊漁規則に基づいて遊漁承認証の交付を受けている者は、その有効期間中はこの規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

別記

様式第1号

遊 漁 承 認 証

表

裏

No.	年
竹野川入漁証	
(住所)	
(氏名) (年齢)	
年 月 日	
魚 種	
漁 法	
遊 漁 料	
竹野川漁業協同組合 ㊤	

注 意 事 項
① 遊漁者は、遊漁をするとき、遊漁承認証を携帯しなければならない。
② 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。
③ 遊漁者は、漁場監視員の要求があったとき、遊漁承認証を掲示しなければならない。

様式第2号

漁 場 監 視 員 証

表

裏

No.
漁場監視員証
(氏名) (年齢)
当組合の漁場監視員であることを証明します。
平成 年 月 日
竹野川漁業協同組合 ㊤

--

矢田川漁業協同組合共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、矢田川漁業協同組合が免許をうけた内共第12号第5種共同漁業権に係る漁場（以下「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、うなぎ、にじます、やまめ、さくらます、いわな及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し必要な事項を定めるものとする。

(遊漁の承認及び遊漁料の納付義務)

第2条 漁場の区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定による申請は、手釣、竿釣、による遊漁の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具、漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他の場合には当該遊漁の承認により当該水産動植物の保護培養若しくは組合員若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者をいう。以下同じ。）の行う水産動植物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに第7条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具、漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具、漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲でなければならない。但し、チョンガケ、ゾロガケはしてはならない。

漁具、漁法	規 模
竿釣・手釣	1本に限る。
カニカゴ	2カゴ以内とする。

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる期間内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から11月30日までの期間内で組合が定めて公表する期間内
こい、ふな、うなぎ、にじます	1月1日から12月31日まで
やまめ、いわな、さくらます	3月1日から9月30日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで

2 前項の公表は組合の掲示板に掲載するものとする。

(禁止区域)

第5条 前条による期間内にあっても次の表のア欄に掲げる区域内においてはそれぞれイ欄の期間中は、遊漁をしてはならない。

ア 区 域	イ 期 間
通称テマリ岩から上流森堰の区間	9月15日から11月30日まで
森堰から上流長瀬更野橋の区間	10月11日から11月30日まで
長瀬更野橋から上流全域（湯舟川含む。）	10月20日から11月30日まで
全区域の井堰魚道	6月1日から7月31日まで

(特定漁場)

第6条 漁場区域のうち次に掲げるア欄の区域でイ欄の期間中は特定漁場（以下「特定漁場」という。）とする。

漁 場 名	ア 区 域	イ 期 間
昆陽川（やまめ、いわな、にじます）特定漁場	香美町村岡区昆陽川中小屋橋から上流かしのき淵までの区域	1月1日から12月31日まで

(全長制限)

第7条 次の表の左欄に掲げる魚種については右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	全長15 c m
うなぎ	全長25 c m
にじます	全長12 c m
やまめ、いわな	全長12 c m
もくずがに	甲羅横幅 5 c m

(遊漁料の額及び納付方法)

第8条 遊漁料の額は次表のとおりとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児のときは無料、小中学校生徒又は肢体不自由者のときは同表に掲載する額の2分の1に相当する額とし、次項ただし書きにより納付するときは、同表に掲載する額に1,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具、漁法	遊 漁 料	
		1 日	1 年
全魚種	手釣・竿釣	3,500円	15,000円
あゆを除く全魚種	手釣・竿釣	3,000円	10,000円
もくずがに	カニカゴ漁	—	6,000円

2 遊漁料の納付は次に掲げる場所においてしなければならない。ただしやむを得ない場合は当該遊漁をする場所において遊漁監視員に納付することができる。

氏名又は名称	所 在 地	電話番号
矢田川漁業協同組合事務所	美方郡香美町村岡区入江	(0796) 95-1065
岡本釣具店	美方郡香美町香住区七日市	(0796) 36-0368
谷淵釣具店	美方郡香美町香住区大野	(0796) 36-3001
あゆの里矢田川	美方郡香美町村岡区長瀬	(0796) 95-1369
鮎小僧	美方郡香美町香住区大谷	(0796) 36-3535

3 第6条に規定する特定漁場の遊漁料は、次のとおりとする。

特定漁場名	漁具、漁法	遊 漁 料	
昆陽川(やまめ、いわな、にじます)特定漁場	竿釣(竿1本に限る。)	一日	
		一般	3,500円
		女性	2,000円
		小学生以下	1,500円

4 前項の遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。

特定漁場名	納 付 場 所
昆陽川(やまめ、いわな、にじます)特定漁場	香美町村岡区中小屋1654番地

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証(以下「遊漁承認証」という。)を遊漁料に交付するものとする。

2 遊漁承認証は、他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁する場合には、遊漁承認証を携帯し、漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の者の迷惑となる行為をしてはならない。

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある、

2 漁場監視員は、別記様式第2号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを表示するものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、又は以後その者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しは、しないものとする。

附 則

1 この規則は、平成25年9月1日から施行する。

2 この規則施行前に、旧遊漁規則に基づいて遊漁承認の交付を受けている者は、その有効期間中は、この規則に基づいて交付を受けたものとみなす。

別記

様式第1号

遊 漁 承 認 証

(表)

(裏)

No.	
遊 漁 承 認 証	
下記の通り遊漁を承認します。	
記	
遊 漁 者	(住所) (氏名) (年令)
承認期間	
魚 種	
漁具、漁法	
遊 漁 区 域	
遊 漁 料	
発行者 矢田川漁業協同組合 印	

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 本証の使用は記名本人に限り有効です。 2. 入漁の際は必ず本証を携帯して下さい。 3. 本証使用者は漁業法並びに本組合の諸規則を遵守して下さい。 4. 入漁期間満了の際は遅れることなく本証を本組合へご返納あいて下さい。 5. 本証使用者が違反行為をなされたときは本証の発行を取り消いたします。

様式第2号

漁 場 監 視 員 証

(表)

(裏)

No.	
漁 場 監 視 員 証	
下記の者は当組合の漁場監視員であることを証明する。	
氏名	(年令)
住所	
有効期間	
発行者 矢田川漁業協同組合 印	

注 意 事 項
<ol style="list-style-type: none"> 1. 2. 3.

岸田川漁業協同組合内共第13号第5種共同漁業権遊漁規則

(目的)

第1条 この規則は、岸田川漁業協同組合が免許を受けた内共第13号第5種共同漁業権に係る漁場（以下単に「漁場」という。）の区域において、組合員以外の者のする当該漁業権の対象となっている水産動植物（あゆ、こい、ふな、いわな、うぐい、うなぎ、やまめ、おいかわ、さくらます及びもくずがにをいう。以下同じ。）の採捕（以下「遊漁」という。）についての制限に関し、必要な事項を定めるものとする。

(漁業料の納付義務等)

第2条 漁業区域内において遊漁をしようとする者は、予め、組合に申請してその承認を受けなければならない。

2 前項の規定は、手釣、竿釣による漁場の場合には口頭で、その他の場合には遊漁対象水産動物、漁具・漁法、遊漁区域、遊漁期間を記載した遊漁承認申請書を提出して、しなければならない。

3 組合は、第1項の規定による申請があったときは、手釣、竿釣による遊漁の場合には第12条に規定する場合を除き、その他には当該遊漁の承認により当該水産動物の保護培養若しくは他の遊漁者（第1項の承認を受けた者を言う。以下同じ。）の行う水産動物の採捕に著しい支障があると認められる場合又は第12条に規定する場合を除き、第1項の承認を行うものとする。

4 第1項の承認を受けた者は、直ちに、第8条第1項の遊漁料を同条第2項の方法により組合に納付しなければならない。

(漁具・漁法の制限)

第3条 次の表の左欄に掲げる漁具・漁法による遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

漁具・漁法	規 模
手釣・竿釣	1人1本とする。 (うなぎ漁については1人2本)

(遊漁期間)

第4条 次の表の左欄に掲げる魚種を対象とする遊漁は、それぞれ右欄に掲げる規模の範囲内でなければならない。

魚 種	期 間
あゆ	6月1日から9月30日まで
いわな、やまめ、さくらます	3月1日から9月30日まで
こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ	1月1日から12月31日まで
もくずがに	8月1日から12月31日まで

(禁止区域)

第5条 前条の規定による期間内であっても、次の表の左欄に掲げる区域内においては、それぞれ右欄に掲げる期間中は遊漁をしてはならない。

区 域	期 間
本流戸田橋上流端から下流清富汽水域堰堤まで	10月1日から
支流久斗川岡住橋上流端から、下流の岸田川本流との合流点まで	12月15日まで

(全長制限)

第6条 次の表の左欄に掲げる魚種については、それぞれ右欄に掲げる全長以下のものを採捕してはならない。

魚 種	全 長
こい	15センチメートル以下
うなぎ	20センチメートル以下
いわな及びやまめ	12センチメートル以下
もくずがに	甲羅の横幅 5センチメートル以下

(特定漁場)

第7条 漁場区域のうち、次に掲げるア欄の区域でイ欄の期間中は特定漁場（以下「特定漁場」と言う。）とする。

特定漁場名	ア 区 域	イ 期 間
岸田特定漁場	美方町新温泉町岸田の関西電力株式会社の取水口より上流1kmの間で、終点は菅原堰堤までとする。	3月1日から 9月30日まで

2 規定する特定漁場の遊漁料は次表の通りとする。ただし、未就学の幼児は無料とする。

特定漁場名	漁具・漁法	遊 漁 料
岸田特定漁場	竿づり（1人につき竿1本に限る。）	大人 1日 3,000円 中高生1日 1,500円 小学生は無料

3 前項の遊漁料の納付は、それぞれ次に掲げる場所においてしなければならない。

特定漁場名	納 付 場 所
岸田特定漁場	美方郡新温泉町岸田3645 霧滝養魚場

（遊漁料の額及び納付方法）

第8条 遊漁料は次表の通りとする。ただし、遊漁者が未就学の幼児及び小中学校生徒は無料とし、次項ただし書きにより納付するときは、2,000円を加算した額とする。

魚 種	漁具・漁法	遊 漁 料	
全魚種	手釣・竿釣	1日 3,000円	1年 15,000円
あゆを除く魚種	手釣・竿釣	1日 3,000円	1年 10,000円
こい、ふな、うぐい、うなぎ、おいかわ	手釣・竿釣	1日 1,000円	1年 3,000円
もくずがに	手釣・竿釣	1日 3,000円	

2 遊漁料の納付は、次に掲げる場所においてしなければならない。ただし、手釣、竿釣による遊漁の場合には、当該漁業をする場所において漁業監視員に納付することができる。

美方郡新温泉町浜坂2143-10	新温泉町商工会内 岸田川漁業協同組合事務所
浜坂525	川夏釣具店
浜坂2337	高山カメラ店
三谷224	海鮮魚市（有）山米
二日市751-1	山川商店
七釜48	ローソン 新温泉七釜店
戸田250	井 上 幸 子
井土840-1	ファミリーマートマツモト湯村店
井土1400-1	ブルースカイ
今岡243-1	中島石油店
湯99	福島理髪店
細田10-1	湯の町石油（有）
千谷243-1	八田コミュニティセンター
石橋757-1	上山高原ふるさと館
豊岡市船田1301	（有）松田釣具店
船町333-1	フィッシュオン 豊岡店
朝来市和田山町東谷331	日下部釣具店

宍粟市山崎町山田179-2	高井釣具店
一宮町安積1333-9	小国釣具
鳥取市川端2-225	茶谷釣具店
湖山町北1-557	(株) 真山釣具
千代水1-142	ポイント 鳥取店

(遊漁承認証に関する事項)

第9条 組合は、第2条第1項の承認をしたときは、別記様式第1号による遊漁承認証（以下「遊漁承認証」という。）を遊漁者に交付するものとする。

2 遊漁承認証は他人に貸与してはならない。

(遊漁に際し守るべき事項)

第10条 遊漁者は、遊漁をする場合には、遊漁承認証を携帯し漁場監視員の要求があったときは、これを掲示しなければならない。

2 遊漁者は、遊漁に際しては、漁場監視員の指示に従わなければならない。

3 遊漁者は、遊漁に際しては、相互に適当な距離を保ち、他の迷惑となる行為をしてはならない。

4 遊漁者は、次に掲げる区域における川底を攪乱してはならない。

- (1) 本流七釜橋下流田君川合流点上部から下流清富汽水域堰堤まで
- (2) 支流久斗川岡住橋上流端から、下流の岸田川本流との合流点まで

(漁場監視員)

第11条 漁場監視員は、組合が任命する。

2 漁場監視員は、この規則の励行に関して必要な指示を行うことがある。

3 漁場監視員は、別記様式第3号による漁場監視員証を携帯し、かつ、漁場監視員であることを示す腕章を付けるものとする。

(違反者に対する措置)

第12条 組合は、遊漁者がこの規則に違反したときは、直ちにその者に遊漁の中止を命じ、漁具の没収及び以後のその者の遊漁を拒絶することがある。この場合、遊漁者が既に納付した遊漁料の払い戻しはしないものとする。

附 則

1 この規則は平成25年9月1日から施行する。

2 この規則前に旧遊漁規則に基づいて、遊漁証の交付を受けている者は、その有効期間中はこの規則に基づいて交付を受けた者とみなす。

別記

様式第1号

(1)

(表)

(裏)

全魚種

第
号

住所 _____

氏名 _____

取扱店 _____

発行者 岸田川漁業協同組合

注意事項

- ・本券によって1人竿1本の遊漁が行えます。(うなぎ漁については1人2本まで)
- ・遊漁の際は必ず本券を着装してください。
- ・本券は他人に貸与出来ません。
- ・本券は再発行しません。
- ・表面記入事項無き場合は、無効とします。
- ・アユの釣漁期間は6月1日より9月30日までです。

(2)

(表)

アユを
除く魚種

第 _____ 号

住所 _____
氏名 _____
取扱店 _____

発行者 岸田川漁業協同組合

(裏)

注意事項

- ・本券によって1人竿1本の遊漁が行えます。(うなぎ漁については1人2本まで)
- ・遊漁の際は必ず本券を着装してください。
- ・本券は他人に貸与出来ません。
- ・本券は再発行しません。
- ・表面記入事項無き場合は、無効とします。
- ・ヤマメの釣漁期間は3月1日より9月30日までです。

(3)

(表)

コイ・フナ・ウグイ
ウナギ・オイカワ

第 _____ 号

住所 _____
氏名 _____
取扱店 _____

発行者 岸田川漁業協同組合

(裏)

注意事項

- ・本券によって1人竿1本の遊漁が行えます。(うなぎ漁については1人2本まで)
- ・遊漁の際は必ず本券を着装してください。
- ・本券は他人に貸与出来ません。
- ・本券は再発行しません。
- ・表面記入事項無き場合は、無効とします。
- ・有効期間は1月1日より12月31日までです。

(4)

(表)

(裏)

遊漁日券

三 四
五 六 七
八 九 月

日

※漢数字で記入して下さい。

岸田川漁業協同組合 印

遊漁料・3,000円
(現場加算・5,000円)
※金額に○をして下さい。
__月__日 発行

注意事項

1. 承認月日
表面の記載日のみ
2. 対象魚種
免許全魚種
3. 漁具・漁法
手釣・竿釣 (1人1本)

うなぎ漁については1人2本まで

4. 遊漁区域
岸田川水系全域
(組合が定めた
禁止区域は除く)

※必ず本券を見える所に
装着して下さい。

但馬海区漁業調整委員会公告

漁業法(昭和24年法律第267号)第67条第1項の規定に基づき、定置漁業と他の漁業との操業調整を図るため、平成25年9月1日付け但馬海区漁業調整委員会指示第64号により次のとおり指示した。

平成25年9月13日

但馬海区漁業調整委員会会長 吉 岡 修 一

1 指示番号

但馬海区漁業調整委員会指示第64号

2 指示事項

免許番号定第601号、定第602号、定第603号、定第604号及び定第605号の定置漁業に係る次の区域においては、他の漁業を営んではならない。

区域 (図面参照)

次の直線A、B、C及びDの4直線によって囲まれた区域

沖合の線 (A線) 垣網の両端を結ぶ直線の延長において、身網の外側から100メートル (ただし、定第605号は50メートル) の点 (a点) を通り身網の長軸に平行な直線

側面の線 (B、C線) A線上において、a点から左右へそれぞれ550メートルの点を通りA線と直角に交わる2直線

地方の線 (D線) 垣網の磯の末端を通りA線に平行な直線

3 指示の有効期間

平成25年9月1日から平成30年8月31日まで

4 平成20年9月1日付け但馬海区漁業調整委員会指示第57号は廃止する。

